

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 三 月 三 十 日

目 次

条 例

○物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(財 政 課) 四^{ペシ}

○岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(人 事 課) 二五

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(同) 二五

○岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

(同) 二六

○岐阜県県事務所等設置条例の一部を改正する条例

(同) 二七

○岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例

(法務・情報公開課) 二七

○岐阜県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

(法務・情報公開課) 二八

○岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市 町 村 課) 二八

○岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(健康福祉政策課) 二八

○岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(国民健康保険課) 三〇

○岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

(同) 三〇

○岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(産業イノベーション推進課) 三一

○岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

(農業経営課) 三一

○岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(家畜防疫対策課) 三一

○岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(河 川 課) 三三

○岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(建築指導課) 三三

○岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例

(生活安全総務課) 三四

○岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

(議事調査課) 三四

岐阜県公報 号 外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和八年三月三十日

本号で公布された条例のあらまし

物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(条例第
二号)

一 物価高騰等に鑑み、使用料等の額を改定するため、次の三一条例について所要
の規定の整備を行うこととした。

- 1 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例
- 2 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例
- 3 中部山岳国立公園奥飛騨ヒジターセンター条例
- 4 岐阜県福祉・農業会館利用料金条例
- 5 南飛騨健康増進センター条例
- 6 岐阜県福祉友愛プール条例
- 7 岐阜県福祉友愛アリーナ条例
- 8 ソフトピアジャパンセンター条例
- 9 テクノプラザものづくり支援センター条例
- 10 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例
- 11 岐阜県かかみがはら航空宇宙博物館条例
- 12 セラミックパークMINOの条例
- 13 岐阜県県民ふれあい会館条例
- 14 ぎふ清流文化プラザ条例
- 15 岐阜県博物館条例
- 16 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例
- 17 岐阜県美術館条例
- 18 岐阜県現代陶芸美術館条例
- 19 岐阜県図書館条例
- 20 岐阜県アリーナ条例
- 21 岐阜県長良川球技場条例
- 22 岐阜県長良川スポーツプラザ条例
- 23 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例
- 24 岐阜県川辺漕艇場条例

25 岐阜県スポーツ科学センター条例

26 岐阜県農林関係手数料徴収条例

27 ぎふ木遊館条例

28 岐阜県土木関係手数料徴収条例

29 岐阜県都市公園条例

30 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例

31 岐阜県警察関係手数料徴収条例

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(条例第三号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を九七人増員することとした。

(内訳)

1 知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学、美術館、現代陶芸美術館、図書
館、博物館、高山陣屋管理事務所及び企業会計職員(都市建築部)を除く)

三〇人

2 情報科学芸術大学院大学、美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山
陣屋管理事務所、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー

一六人

3 企業会計職員(都市建築部)

四人

4 議会の事務部局

六人

5 選挙管理委員会の事務部局

二人

6 監査委員の事務部局

二人

7 人事委員会の事務部局

二人

8 労働委員会の事務部局

二人

9 教育委員会の事務部局

九人

10 学校

二人

11 警察

二人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を八〇人増員することとした。

(内訳)

1 小学校、中学校及び義務教育学校

七〇人

2 特別支援学校

一〇人

三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）

一 岐阜県人事委員会の令和七年一〇月九日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 特勤勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすることとした。（第二〇条の四及び第二〇条の六関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

1 この条例中一は公布の日から、一は令和八年四月一日から施行することとした。

2 一による改正後の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第五号）

一 知事直轄組織を再編し、知事公室を設置することとした。（第一条及び第二条関係）

二 次に掲げる事務を知事公室の分掌事務とすることとした。（第一条関係）

1 秘書及び広報に関する事務

2 適正な行政運営の確保に関する事務

3 人事及び労務管理に関する事務

三 統計に関する事務を環境エネルギー生活部から総合企画部へ移管することとした。（第一条関係）

四 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県県事務所等設置条例の一部を改正する条例（条例第六号）

一 岐阜市に岐阜県岐阜地域環境事務所を設置することとした。（第三条関係）

二 一に伴い、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」について所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第七号）

一 「行政手続法」の一部改正に鑑み、公示の方法による職関の通知を行う方式を

見直すこととした。（第一五条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、令和八年五月二日から施行することとした。

岐阜県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令」の一部改正に伴い、岐阜県公益認定等審議会の委員の任用要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることを追加することとした。（第二条関係）

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）

一 市町村への権限移譲に伴い、知事の権限に属する次に掲げる事務を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。（別表第一関係）

1 「自然公園法」五項目

2 「特定非営利活動促進法」二七項目

二 この条例中一は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、一は令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）

一 「食品衛生法」の一部改正に伴い、飲食店営業等許可申請手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

二 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例中一は令和八年六月一日から、二は令和八年五月一日から施行することとした。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第一一号）

一 「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令」の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出割合を零と定めることとした。（第三条関係）

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第二二号）

一 「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」の一部改正に伴い、市町

村から徴収する子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険事業費納付金の額の算定に必要な基準等を定めることとした。(第二〇条)第三三条関係)

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一二三号)

一 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

1 ねじり疲労特性及びメルトフローレイトに係るプラスチック試験手数料を新たに徴収することとした。

2 素地調整に係る窯業試験手数料を廃止することとした。

3 体圧分布測定及びドア音響特性に係る木工試験手数料を廃止することとした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

一 岐阜県農業大学校の授業料及び入学試験料を改定することとした。(第二条関係)

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

三 令和八年四月一日に在学する学生及び令和八年度の中途において入学した学生に係る授業料の額は、令和八年度分及び令和九年度分の授業料に限り、改定前の額とすることとした。(附則第二項関係)

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

一 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の施行に関する事務に係る手数料を規定することとした。(別表関係)

二 家畜の診断等に関する事務に係る手数料の額を改定することとした。(別表関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(条例第一六号)

一 「特定都市河川浸水被害対策法」の規定に基づき、省令で定める基準に準じて、次のとおり雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関し必要な事項を定めることとした。

1 雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域に知事が設置する標識に明示する事項を定めることとした。(第三条)第五条関係)

2 1の標識は、雨水貯留浸透施設等の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする(第三条)第五条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。

1 建替えマンション容積率制限特例許可申請手数料の名称及び事務の内容を改めることとした。(別表第一関係)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の施行に伴い、使用済金属類営業の許可の基準に、同法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当しないことを追加することとした。(第四条関係)

二 この条例は、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 県の組織再編に伴い、総務委員会の所管事項について「知事直轄組織」を「知事公室」とすることとした。(第二条関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

条 例

物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二号

物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例の一部改正)

第一条 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例(平成十四年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表乗車定員が三十人以上である自動車の項中「七、三三〇円」を「七、七〇〇円」に改め、同表乗車定員が十一人以上二十九人以下である自動車の項中「三、一五〇円」を「三、三一〇円」に改め、同表乗車定員が十人以下である自動車又は乗車定員がない自動車の項中「一、七八〇円」を「一、八七〇円」に改め、同表公益上その他の事由によりやむを得ないと認められる用務に使用する自動車で規則で定めるものの項中「八四〇円」を「八八〇円」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二三の表一の項第一号口中「五、九〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同項第二号口中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同項第三号口中「三、三〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同号口中「二、〇〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

別表第一四の表中「一六、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改める。

別表第一五の表一の項中「五、六〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表三の項中「三、六〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

別表第一九の表二の項中「七、四〇〇円」を「七、八〇〇円」に改める。

別表第二十一の表三の項中「八、〇〇〇円」を「八、四〇〇円」に改める。

別表第二十二の表二の項中「四二、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「三、四〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表五の項中「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表七の項中「三、四〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表八の項中「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表九の項中「四、三〇〇円」を

「四、五〇〇円」に改める。

別表第二十三の表二の項中「一八、〇〇〇円」を「一九、三〇〇円」に改め、同表三の項中「一、一〇〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表六の項中「二、一〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表七の項中「一六、〇〇〇円」を「一七、四〇〇円」に改める。

別表第二十五の表三の項中「七、〇〇〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同表五の項中「三、四〇〇円」を「三、六〇〇円」に改める。

別表第二十六の表一の項中「七〇〇円」を「八五〇円」に改め、同表二の項中「三、四一〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

別表第二十七の表五の項中「一〇、五〇〇円」を「一一、八〇〇円」に改め、同表八の項中「四、〇〇〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

別表第二十八の表二の項及び六の項中「三、九〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

別表第二十九の表二の項中「三、九〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表三の項から五の項までの規定中「三、九〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表八の項中「三、九〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表九の項中「三、九〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

別表第三十二の表三の項第一号口中「三六〇円」を「三八〇円」に改め、同号八中「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同項第二号口中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同号八中「二六〇円」を「二八〇円」に改める。

別表第三十四の表中「一六、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改める。

別表第三十五の表二の項中「六一、〇〇〇円」を「六四、三〇〇円」に改める。

別表第三十六の表一の項中「五、六〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表三の項中「三、二〇〇円」を「三、四〇〇円」に改める。

別表第三十七の表十三の項第一号水中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同項第二号八中「一四、三〇〇円」を「一五、一〇〇円」に改め、同号水中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同項第三号口中「一四、三〇〇円」を「一五、一〇〇円」に改め、同号八中「二、一〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表十五の項第一号口及び第二号口中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表二十五の項中「二、〇〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表二十六の項及び二十八の項中「二、九〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表三十七の項中「二、一〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表三十八の項中「二、九〇〇円」を「三、三〇〇円」に改める。

別表第一三十四の表四の項中「八〇〇」を「一、一〇〇」に改め、同表七の項中「二、一〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「四二〇円」を「四六〇円」に改め、同表八の項中「七、一三〇円」を「七、九〇〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表九の項及び十の項中「一、〇〇〇」を「一、一〇〇」に改める。

別表第一三十六の表三の項、五の項、六の項、八の項及び九の項中「二、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改める。

別表第三十七の表一の項中「五、〇〇〇」を「五、二〇〇」に改め、同表二の項中「四、〇〇〇」を「四、二〇〇」に改める。

別表第三十八の表一の項中「四、〇〇〇」を「四、三〇〇」に改め、同表二の項中「三、〇〇〇」を「三、六〇〇」に改める。

別表第三十九の表一の項第一号中「二〇、九〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同表第二号中「一〇、四〇〇」を「一一、〇〇〇」に改める。

別表第四十二の表一の項中「三三、〇〇〇」を「三三、三〇〇」に改め、同表二の項中「二八、〇〇〇」を「二九、七〇〇」に改める。

別表第四十三の表一の項中「七〇〇」を「八五〇」に改め、同表二の項中「三、四一〇」を「四、二〇〇」に改める。

別表第四十六の表十一の項第一号イ中「一九四、七四〇」を「二〇七、七九〇」に改め、同号ロ中「一八一、六〇〇」を「一九三、七二〇」に改め、同号ハ中「五三〇」を「五八〇」に、「二、四二〇」を「二、六四〇」に、「六、一六〇」を「六、六〇〇」に、「一〇、六九〇」を「一一、四四〇」に、「四、三六〇」を「五、二九〇」に改め、同表第二号イ中「三、二二〇」を「三、五二〇」に改め、同号ロ中「五、一七〇円」を「五、五〇〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二一、五五〇円」に改め、同表十二の項第二号ハ中「五、二八〇」を「五、六〇〇」に改め、同表十三の項第一号イ中「二、五四〇」を「二、七五〇」に、「四、七四〇」を「五、二八〇」に改め、同号ロ中「七、八一〇」を「八、二五〇」に、「六、六〇〇」を「七、七二〇」に改め、同表第二号イ中「三、二四〇」を「四、九六〇」に改め、同号ロ中「六、一六〇」を「六、八二〇」に改め、同表十四の項第一号ロ中「一〇、〇一〇」を「一一、四五〇」に改め、同号ハ中「四二、九五〇」を「四八、六四〇」に改め、同号ホ中「一四、三五〇」を「一六、五一〇」に改め、同号ヘ中「一四、三五〇」を「一六、四一〇」に改め、同号ト中「三〇、八〇〇」を「三五、〇八〇」に改め、同号チ中「三九、六〇〇」を「四四、九三〇」に改め、同号リ中「三六、三五〇」を「四一、

三二〇」に改め、同号ヌ中「三七、四〇〇」を「四二、四二〇」に改め、同号ル中「五一、七五〇」を「五八、五六〇」に改め、同号ヲ中「三六、三五〇」を「四一、二九〇」に改め、同号ワ中「七、九二〇」を「九、一七〇」に改め、同号力中「二、一〇〇」を「二、七六〇」に改め、同号ヨ中「二二、一五〇」を「二二、九九〇」に改める。

別表第四十八の表一の項中「二、四二〇」を「四、四〇〇」に改める。

別表第四十九の表中「三〇〇」を「三五〇」に改める。

(中部山岳国立公園奥飛騨ビクターセンター条例の一部改正)

第三条 中部山岳国立公園奥飛騨ビクターセンター条例(令和五年岐阜県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表一の表多目的エリアの項中「四、七〇〇」を「五、〇七〇」に、「六、三〇〇」を「六、七六〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、六四〇」に改める。

(岐阜県福祉・農業会館利用料金条例の一部改正)

第四条 岐阜県福祉・農業会館利用料金条例(昭和五十五年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表大会議室の項中「一九、八〇〇円」を「二二、二八〇円」に、「九、九〇〇円」を「一一、一四〇円」に改め、同表研修室の項中「六、六〇〇円」を「七、四二〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、七二〇円」に改め、同表会議室の項中「三、九六〇円」を「四、四六〇円」に、「一、九八〇円」を「二、一三〇円」に改める。

(南飛騨健康増進センター条例の一部改正)

第五条 南飛騨健康増進センター条例(平成十五年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表一の表営利を目的としない場合の部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「七、六五〇」を「八、四七〇」に、「二、二八〇」を「二、四九〇」に、「二八、九二〇」を「二〇、九四〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「九、二四〇」を「一〇、一三〇」に、「四、三六〇」を「五、九〇〇」に、「三三、六〇〇」を「二六、一三〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、九六〇」を「一一、〇三〇」に、「二四、八五〇」を「二六、四四〇」に、「二四、八一〇」を「二七、四六〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二、三二〇」を「二二、六四〇」に、「一九、五三〇」を「二一、六二〇」に、「三二、八五〇」を

「三五、二六〇」に改め、同表営利を目的とする場合の部平日の項中「二、三三〇」を「三、六四〇」に、「一八、四八〇」を「二〇、四六〇」に、「三〇、八〇〇」を「三四、一〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二五、四〇〇」を「二七、〇五〇」に、「二四、五九〇」を「二七、二二〇」に、「三九、九九〇」を「四四、二七〇」に改める。

別表二の表中会議室の項中「一、八七〇」を「一、〇七〇」に、「一、五三〇」を「二、八〇〇」に、「三、九二〇」を「四、三三〇」に改め、同表小会議室の項中「八三〇」を「九二〇」に、「一、一六〇」を「一、二八〇」に、「一、七六〇」を「一、九五〇」に改め、同表和室の項中「一、〇五〇」を「一、一六〇」に、「一、三八〇」を「一、五三〇」に、「二、二〇〇」を「二、四四〇」に改める。

別表二の表宿泊に使用する場合の項中「三、三〇〇」を「三、六五〇」に改め、同表宿泊以外に使用する場合の項中「一、五二〇」を「一、六八〇」に、「一、九九〇」を「二、二〇〇」に、「三、一四〇」を「三、四八〇」に改める。

(岐阜県福祉友愛プール条例の一部改正)

第六条 岐阜県福祉友愛プール条例(平成二十七年岐阜県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表温水プールの部一般利用の項中「四二〇円」を「四六〇円」に改め、同部全部利用の項中「三、〇六〇円」を「三、四二〇円」に改め、同部コース利用(一コースにつき)の項中「五二〇円」を「五七〇円」に改め、同表会議室の部中「七六〇円」を「八六〇円」に改める。

(岐阜県福祉友愛アリーナ条例の一部改正)

第七条 岐阜県福祉友愛アリーナ条例(平成三十年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表フロアの部全部を利用する場合の項中「一、〇二〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同部二分の一を利用する場合の項中「五一〇円」を「五五〇円」に改め、同表サウンドテールテナイス室の部中「三六〇円」を「三八〇円」に改める。

(ソフトピアジャパンセンター条例の一部改正)

第八条 ソフトピアジャパンセンター条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表一の表大ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「一八、五〇〇」を「二〇、七〇〇」に、「二七、一〇〇」を「三〇、三〇〇」に、「二九、六〇〇」を

「三三、一〇〇」に、「四五、六〇〇」を「五一、〇〇〇」に、「五六、七〇〇」を「六三、四〇〇」に、「七五、二〇〇」を「八四、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二、二〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三四、五〇〇」を「三八、六〇〇」に、「三九、四〇〇」を「四四、一〇〇」に、「五六、七〇〇」を「六三、四〇〇」に、「七三、九〇〇」を「八二、七〇〇」に、「九六、四〇〇」を「一〇七、八〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「二九、六〇〇」を「三三、一〇〇」に、「四四、四〇〇」を「四九、六〇〇」に、「四九、三〇〇」を「五五、一〇〇」に、「七三、九〇〇」を「八二、七〇〇」に、「九三、六〇〇」を「一〇四、八〇〇」に、「一二三、二〇〇」を「一三七、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三七、〇〇〇」を「四一、四〇〇」に、「五九、一〇〇」を「六六、二〇〇」に、「六九、〇〇〇」を「七七、二〇〇」に、「九六、一〇〇」を「一〇七、五〇〇」に、「二八、一〇〇」を「四三、四〇〇」に、「一六五、一〇〇」を「一八四、七〇〇」に改め、同表小ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「五、九〇〇」を「六、六〇〇」に、「八、七〇〇」を「九、七〇〇」に、「九、五〇〇」を「一〇、六〇〇」に、「一四、七〇〇」を「一六、四〇〇」に、「一八、二〇〇」を「二〇、四〇〇」に、「二四、二〇〇」を「二七、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「七、一〇〇」を「八、〇〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一二、四〇〇」に、「一二、七〇〇」を「一四、二〇〇」に、「一八、二〇〇」を「二〇、四〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二六、六〇〇」に、「三〇、九〇〇」を「三四、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、五〇〇」を「一〇、六〇〇」に、「一四、三〇〇」を「一六、〇〇〇」に、「一五、八〇〇」を「一七、七〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二六、六〇〇」に、「三〇、一〇〇」を「三三、七〇〇」に、「三九、六〇〇」を「四四、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、九〇〇」を「一三、三〇〇」に、「一九、〇〇〇」を「二一、三〇〇」に、「二二、二〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三〇、九〇〇」を「三四、六〇〇」に、「四一、二〇〇」を「四六、一〇〇」に、「五三、一〇〇」を「五九、四〇〇」に改め、同表会議室の部第一大会議室の款中「九、二〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一二、三〇〇」を「一三、八〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一七、二〇〇」に、「一九、四〇〇」を「二一、七〇〇」に、「二四、九〇〇」を「二七、九〇〇」に、「三一、四〇〇」を「三五、一〇〇」に改め、同部第二大会議室の款中「一三、五〇〇」を「一五、一〇〇」に、「一八、〇〇〇」を「二〇、二〇〇」に、

「二二、六〇〇」を「二五、二〇〇」に、「二八、四〇〇」を「三一、八〇〇」に、「三六、五〇〇」を「四〇、九〇〇」に、「四六、〇〇〇」を「五一、五〇〇」に改め、同部第一中会議室の款中「六、三〇〇」を「七、〇〇〇」に、「八、四〇〇」を「九、四〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一一、七〇〇」に、「一二、二〇〇」を「一四、七〇〇」に、「一六、九〇〇」を「一八、九〇〇」に、「二一、三〇〇」を「二三、九〇〇」に改め、同部第二中会議室及び第四中会議室の款中「三、〇〇〇」を「三、三〇〇」に、「四、〇〇〇」を「四、四〇〇」に、「五、〇〇〇」を「五、五〇〇」に、「六、二〇〇」を「七、〇〇〇」に、「八、〇〇〇」を「九、〇〇〇」に、「一〇、一〇〇」を「一一、三〇〇」に改め、同部第三中会議室の款中「二、三〇〇」を「二、六〇〇」に、「三、一〇〇」を「三、四〇〇」に、「三、九〇〇」を「四、三〇〇」に、「四、九〇〇」を「五、四〇〇」に、「六、二〇〇」を「七、〇〇〇」に、「七、九〇〇」を「八、八〇〇」に改め、同部第五中会議室の款中「三、三〇〇」を「三、七〇〇」に、「四、四〇〇」を「四、九〇〇」に、「五、五〇〇」を「六、二〇〇」に、「六、九〇〇」を「七、八〇〇」に、「八、九〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一一、二〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同部第七中会議室の款中「四、六〇〇」を「五、二〇〇」に、「六、二〇〇」を「六、九〇〇」に、「七、七〇〇」を「八、六〇〇」に、「九、七〇〇」を「一〇、九〇〇」に、「一二、五〇〇」を「一四、〇〇〇」に、「一五、七〇〇」を「一七、六〇〇」に改め、同部第八中会議室及び第十中会議室の款中「一、三〇〇」を「一、五〇〇」に、「一、八〇〇」を「二、〇〇〇」に、「二、二〇〇」を「二、五〇〇」に、「四、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同部第十一中会議室及び第十四中会議室の款中「二、八〇〇」を「三、一〇〇」に改め、同部第十二中会議室及び第十五中会議室の款中「二、二〇〇」を「二、四〇〇」に改め、同部第十三中会議室及び第十六中会議室の款中「二、三〇〇」を「二、六〇〇」に改め、同表レセプションルームの部レセプションルームの款中「二、四六〇」を「二、七六〇」に改め、同部小レセプションルームの款中「六一〇」を「六八〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、六四〇」を「二、九五〇」に改め、同表駐車場の部第一駐車場の款中「一一〇」を「一二〇」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同部第二駐車場の款中「八、八〇〇」を「九、八五〇」に改める。

別表二の表技術開発室の項中「二、六四〇」を「二、九五〇」に改める。

別表三の表実習室の部中「一〇、五〇〇」を「一一、七〇〇」に、「一二、七〇〇」を「一四、二〇〇」に、「一四、九〇〇」を「一六、七〇〇」に、「二〇、九〇〇」を

「三三、三〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二七、八〇〇」に、「三三、四〇〇」を「三六、二〇〇」に改め、同表研修室の部第一研修室の項中「一〇、四〇〇」を「一一、六〇〇」に、「一二、六〇〇」を「一四、一〇〇」に、「一四、八〇〇」を「一六、六〇〇」に、「二〇、七〇〇」を「二三、二〇〇」に、「二四、七〇〇」を「二七、六〇〇」に、「三三、一〇〇」を「三六、〇〇〇」に改め、同部第二研修室の項中「二、三〇〇」を「二、六〇〇」に、「三、一〇〇」を「三、四〇〇」に、「三、九〇〇」を「四、三〇〇」に、「四、九〇〇」を「五、四〇〇」に、「六、二〇〇」を「七、〇〇〇」に、「七、九〇〇」を「八、八〇〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、六四〇」を「二、九五〇」に改め、同表インキュベーションルームの部中「一、一〇〇」を「一、一三〇」に改める。

別表四の表技術開発室の項中「二、六四〇」を「二、九五〇」に改め、同表宿泊施設（全部利用に限る。）の項中「三九、九三〇」を「四四、六七〇」に改める。

（テクノプラザものづくり支援センター条例の一部改正）

第九条 テクノプラザものづくり支援センター条例（平成十年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表一の表多目的ホールの部中「二、一五〇」を「三、六三〇」に、「一六、一三〇」を「一八、一〇〇」に、「二一、七九〇」を「二四、四五〇」に、「二五、四五〇」を「二八、五六〇」に、「三四、三七〇」を「三八、五六〇」に改め、同表会議室の部第一会議室及び第二会議室の項中「三、六七〇」を「四、一二〇」に、「四、九二〇」を「五、五二〇」に、「六、六〇〇」を「七、四一〇」に、「七、六五〇」を「八、五八〇」に、「一〇、三七〇」を「一一、六三〇」に改め、同部第三会議室の項中「三、八八〇」を「四、三五〇」に、「五、一三〇」を「五、七六〇」に、「六、九二〇」を「七、七六〇」に、「八、〇七〇」を「九、〇五〇」に、「一一、〇〇〇」を「一二、三四〇」に改め、同部第四会議室及び第五会議室の項中「三、二五〇」を「三、六五〇」に、「四、三〇〇」を「四、八二〇」に、「五、七七〇」を「六、四七〇」に、「六、七〇〇」を「七、五二〇」に、「九、一二〇」を「一〇、二三〇」に改め、同部特別会議室の項中「五、二四〇」を「五、八八〇」に、「六、九二〇」を「七、七六〇」に、「九、三三〇」を「一〇、四六〇」に、「一〇、九〇〇」を「一二、二三〇」に、「一四、六七〇」を「一六、四六〇」に改め、同表実証室の部中「八七〇」を「九二〇」に改める。

別表二の表研修室の部第一研修室、第二研修室、第五研修室及び第七研修室の項中

「一、七六〇」を「一、八六〇」に、「二、三四〇」を「二、四八〇」に、「三、四九〇」を「三、六九〇」に改め、同部第三研修室及び第四研修室の項中「四、四〇〇」を「四、六六〇」に、「五、八六〇」を「六、二〇〇」に、「八、七二〇」を「九、二三〇」に改め、同部第六研修室、第十二研修室及び第十五研修室の項中「三、五二〇」を「三、七三〇」に、「四、六九〇」を「四、九六〇」に、「六、九八〇」を「七、三九〇」に改め、同部第八研修室、第九研修室及び第十研修室の項中「二、六四〇」を「二、八〇〇」に、「三、五二〇」を「三、七三〇」に、「五、二四〇」を「五、五五〇」に改め、同部第十一研修室の項中「七、九一〇」を「八、三七〇」に、「一〇、五五〇」を「一一、一七〇」に、「一五、六九〇」を「一六、六一〇」に改め、同部第十三研修室の項中「六、一六〇」を「六、五二〇」に、「八、二二〇」を「八、六九〇」に、「一一、二二〇」を「一二、九三〇」に改め、同部第十四研修室の項中「九、六七〇」を「一〇、二四〇」に、「一二、九〇〇」を「一三、六六〇」に、「一四、一八〇」を「一五、三二〇」に改め、同表講師控室の部中「八八〇」を「九三〇」に、「一、一七〇」を「一、三二〇」に、「一、七四〇」を「一、九五〇」に改める。

別表三の表第一研修室、第二研修室及び第三研修室の項中「一、五六〇」を「一、七五〇」に、「二、〇七〇」を「二、三三〇」に、「三、〇九〇」を「三、四七〇」に改める。

別表四の表ベンチャーファクトリーの項中「八七〇」を「九七〇」に改める。

(岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正)

第十条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一十二の表一の項第一号イ中「七七〇」を「九六〇」に改め、同号ハ中「二、五四〇」を「三、一五〇」に改め、同号ニ中「四、〇一〇」を「五、〇一〇」に改め、同号ホ中「五、二七〇」を「六、五六〇」に改め、同項第二号イ中「一、三三〇」を「一、六〇〇」に改め、同号ロ中「二、二〇〇」を「二、三六〇」に改め、同号ハ中「二、九三〇」を「三、四九〇」に改め、同号ニ中「四、四六〇」を「五、五八〇」に改め、同号ホ中「五、九四〇」を「七、四三〇」に改め、同項第三号イ中「五三〇」を「六一〇」に改め、同号ロ中「一、一七〇」を「一、四〇〇」に改め、同号ハ中「三、六七〇」を「四、四〇〇」に改め、同項第四号イ中「一、一七〇」を「一、三〇〇」に改め、同号ハ中「三、〇七〇」を「三、四五〇」に改め、同項第六号中「一、五二〇」を「一、六〇〇」に改め、同項第七号中「二、四一〇」を「二、五五〇」に

改め、同項第八号中「二、九三〇」を「三、六六〇」に改め、同項第九号イ中「三、五二〇」を「三、八〇〇」に改め、同号ロ中「五、三八〇」を「六、七三〇」に改め、同項第十号イ中「四、五七〇」を「五、六五〇」に改め、同号ロ中「七、八二〇」を「九、三七〇」に改め、同項第十一号中「一、〇七〇」を「一、三二〇」に改め、同項第十二号中「五、四〇〇」を「六、五九〇」に改め、同項第十四号中「六、六四〇」を「七、九二〇」に改め、同項第十五号中「五、九一〇」を「六、八六〇」に改め、同項第十六号中「六、七四〇」を「七、四一〇」に改め、同項第十七号ロ中「二、八七〇」を「三、四二〇」に改め、同項第十九号中「六、一一〇」を「七、一〇〇」に改め、同項第二十号ロ中「一、三〇〇円」を「一、六三〇円」に改め、同項第二十二号中「六、八八〇円」を「八、六〇〇円」に、「三、一三〇円」を「四、〇四〇円」に改め、同項第二十四号中「一、二四〇」を「一、三三〇」に改め、同項第二十五号中「一〇、〇七〇」を「一一、六九〇」に改め、同項第二十六号中「二〇、六六〇」を「二四、三二〇」に改め、同項第二十七号イ中「四、八七〇円」を「六、〇九〇円」に、「一、五三〇円」を「一、九一〇円」に改め、同号ロ中「五、四四〇円」を「六、〇九〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、六三〇円」に改め、同号ハ中「六、〇一〇円」を「六、六七〇円」に、「二、六七〇円」を「三、二九〇円」に改め、同表二の項第一号中「二、四一〇」を「二、五九〇」に改め、同項第二号中「一、二〇〇」を「一、五〇〇」に改め、同項第四号中「四、六一〇」を「五、七六〇」に改め、同項第五号中「二、二四〇」を「二、八〇〇」に改め、同項第七号中「五、六四〇」を「六、七三〇」に改め、同項第九号中「一、三三〇」を「一、四三〇」に改め、同項第十一号中「一、〇〇〇」を「一、〇六〇」に改め、同項第十二号中「七二〇」を「八六〇」に改め、同項第十三号中「二〇、七九〇」を「二五、九九〇」に改め、同項第十四号中「一、五四〇」を「一、九三〇」に改め、同項第十五号中「一、八〇〇」を「二、二五〇」に改め、同表三の項第一号中「一、七四〇」を「二、〇七〇」に改め、同項第三号中「一、五二〇」を「一、六九〇」に改め、同項第四号中「八一〇」を「一、〇一〇」に改め、同項第五号中「一、五二〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第六号中「一、〇七〇」を「一、三四〇」に改め、同項第七号から第十号までの規定中「四、三二〇」を「五、一一〇」に改め、同項第十一号中「一、九〇〇」を「二、二〇〇」に改め、同項第十四号イ中「五、四七〇」を「五、八七〇」に改め、同号ロ中「五、四二〇」を「五、八七〇」に改め、同号ハ中「四、八〇〇」を「五、八七〇」に改め、同項第十六号中「一、九二〇」を「二、二二〇」に改め、同項第十七号中

「二、二三〇」を「二、七九〇」に改め、同項第二十号中「六、五四〇」を「八、一八〇」に改め、同項第二十一号中「四、六〇〇」を「五、七五〇」に改め、同項第二十二号中「四、二九〇」を「五、三六〇」に改め、同項第二十三号イ中「五、〇九〇」を「六、三六〇」に改め、同号口中「四、三八〇」を「五、四八〇」に改め、同号ハ中「六、七七〇」を「八、四六〇」に改め、同号ニ中「三、〇二〇」を「三、七八〇」に改め、同号ホ中「四、八七〇」を「六、〇九〇」に改め、同表四の項第一号中「二、〇七〇」を「二、五九〇」に改め、同項第二号中「二、七五〇」を「二、一九〇」に改め、同項第三号中「二、九八〇」を「二、四八〇」に改め、同項第四号中「二、一〇〇」を「二、二七〇」に改め、同項第五号中「二、五二〇」を「二、九〇〇」に改め、同項第九号中「二、〇〇〇」を「二、二五〇」に改め、同項第十号中「八二〇」を「二、〇三〇」に改め、同項第十一号中「八〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同項第十二号中「二、二二〇」を「二、五三〇」に改め、同項第十三号中「二、四〇〇」を「二、七五〇」に改め、同項第十四号中「二、九〇〇」を「二、三八〇」に改め、同項第十五号及び第十六号イ中「二、五二〇」を「二、九〇〇」に改め、同項第十八号中「二、六九〇」を「二、〇〇〇」に改め、同項第十九号中「二、二二〇」を「二、五三〇」に改め、同項第二十号中「二、四八〇」を「二、八五〇」に改め、同項第二十一号中「三、四六〇」を「四、三三〇」に改め、同項第二十二号中「二、七八〇」を「三、四八〇」に改め、同項第二十四号中「二、〇七〇」を「二、三四〇」に改め、同項第二十五号中「七三〇」を「九二〇」に改め、同項第二十六号イ中「二、三五〇」を「二、六九〇」に改め、同項第二十九号中「三、二七〇」を「三、八〇〇」に改め、同項第三十号中「二、〇九〇」を「二、五七〇」に改め、同項第三十一号中「二、九〇」を「二、四九〇」に改め、同項第三十二号中「七九〇円」を「九九〇円」に、「四七〇円」を「五九〇円」に改め、同項第三十三号中「八三〇」を「一、〇四〇」に改め、同項第三十四号及び第三十五号中「八七〇」を「一、〇九〇」に改め、同項第三十六号中「九二〇」を「一、一五〇」に改め、同項第三十七号中「七九〇」を「九九〇」に改め、同項第三十八号及び第三十九号中「八七〇」を「一、〇九〇」に改め、同項第四十号中「二、五二〇」を「二、九〇〇」に改め、同項第四十一号中「二、四六〇」を「二、八三〇」に改め、同項第四十二号中「二、二二〇」を「二、四〇〇」に改め、同項第四十三号中「二、七六〇」を「二、二〇〇」に改め、同項第四十四号中「二、一七〇」を「二、四六〇」に改め、同項第四十五号中「二、二九〇」を「二、六一〇」に改め、同項第四十六号中「二、四六〇」を「二、八三〇」に改め、

同項第四十七号中「八〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表五の項第八号中「八、九〇〇」を「九、三七〇」に改め、同項第九号イ中「四、九〇〇」を「五、四九〇」に改め、同号口中「六、六〇〇」を「七、六三〇」に改め、同項第十号口中「一〇、二二〇」を「一一、一五〇」に改め、同号ハ中「三九、〇九〇」を「四五、五九〇」に改め、同項第十五号中「二、二二〇」を「二、四三〇」に改め、同項第十九号イ中「二、七九〇」を「三、一八〇」に改め、同号口中「七、五四〇」を「八、三三〇」に改め、同表六の項第一号から第四号までの規定中「六七〇」を「八四〇」に改め、同項第五号イ中「二、二二〇」を「二、五三〇」に改め、同号口中「二、七九〇」を「三、三二〇」に改め、同項第六号及び第七号中「二、二二〇」を「二、五三〇」に改め、同項第八号中「二、七五〇」を「二、一九〇」に改め、同項第九号中「二、一七〇」を「二、四六〇」に改め、同項第十号中「二、二七〇」を「二、五九〇」に改め、同項第十一号中「二、七五〇」を「二、一九〇」に改め、同項第十二号中「二、六九〇」を「二、一一〇」に改め、同項第十三号中「三、五二〇」を「四、四〇〇」に改め、同項第十四号中「二、八三〇」を「二、二九〇」に改め、同項第十五号中「二、二二〇」を「二、五三〇」に改め、同項第十六号中「三、九〇〇」を「四、八八〇」に改め、同項第十七号中「二、一七〇」を「二、四六〇」に改め、同項第十八号中「九九〇」を「二、二四〇」に改め、同項第十九号中「二、六九〇」を「二、一〇」に改め、同項第二十号中「二、三五〇」を「二、九四〇」に改め、同項第二十一号中「四、二五〇」を「四、七九〇」に改め、同項第二十二号中「五二〇」を「六五〇」に改め、同項第二十三号中「二、六九〇」を「二、一一〇」に改め、同項第二十四号中「二、六〇〇」を「三、二二〇」に改め、同項第二十五号中「二、二九〇」を「二、七四〇」に改め、同項第二十六号中「二、五六〇」を「三、二〇〇」に改め、同項第二十七号中「三、二四〇」を「四、〇五〇」に改め、同項第二十八号中「八〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同項第二十九号中「四、五五〇」を「五、一一〇」に改め、同項第三十二号中「三、四一〇」を「三、八二〇」に改め、同表七の項第一号中「二、一七〇」を「二、四六〇」に改め、同項第二号イ中「二、七四〇」を「二、〇四〇」に改め、同項第三号中「二、五二〇」を「二、六四〇」に改め、同項第四号中「二、六〇円」を「三、三〇円」に改め、同項第五号中「四六〇円」を「五三〇円」に改め、同項第六号イ中「五、二二〇」を「五、九三〇」に改め、同号口中「二、二三〇」を「二、四七〇」に改め、同項第七号口中「九、八二〇円」を「二〇、四九〇円」に、「二、八一〇円」を「二、二六〇円」に改め、同項第八号イ中「二、一七〇」を

「一、二五〇」に改め、同項第九号イ中「一、七五〇」を「二、一九〇」に改め、同号口中「一、二九〇」を「一、六一〇」に改め、同項第十号中「一、五二〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第十一号イ中「五二〇」を「六五〇」に改め、同号口中「一、六七〇」を「一、八五〇」に改め、同項第十二号イ中「一、〇五〇円」を「一、五三〇円」に、「三三〇円」を「四二〇円」に改め、同号口中「三、五三〇円」を「四、四二〇円」に、「一、一三〇円」を「二、一六〇円」に改め、同号備考中「二、八〇円」を「三、五〇円」に改め、同項第十七号イ中「二、五一〇」を「三、一四〇」に改め、同号口中「三、九八〇」を「四、三〇〇」に改め、同項第十九号中「二、三七〇円」を「二、四九〇円」に、「二、八〇円」を「三、五〇円」に、「一、三三〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同項第二十号イ中「四、四四〇」を「五、五五〇」に改め、同号口中「二、一〇三〇円」を「二、五〇四〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「二、六三〇円」に改め、同表八の項第一号イ中「三、四七〇」を「四、三四〇」に改め、同号口中「六、四〇〇」を「八、〇〇〇」に改め、同項第二号イ中「三、六九〇円」を「四、六一〇円」に、「二、六一〇円」を「三、二六〇円」に改め、同号口中「四、七六〇円」を「五、九五〇円」に、「二、六一〇円」を「三、二六〇円」に改め、同項第三号中「一、四七〇」を「一、八四〇」に改め、同項第四号イ中「一、五五〇円」を「一、九四〇円」に、「八九〇円」を「一、一一〇円」に改め、同号口中「五、三五〇円」を「六、六九〇円」に、「二、八四〇円」を「三、五五〇円」に改め、同号八中「五、四〇〇」を「六、七五〇」に、「七、二〇〇」を「九、〇〇〇」に改め、同項第五号中「四、二八〇円」を「五、一一〇円」に、「一、五九〇円」を「一、八九〇円」に改め、同項第六号中「五、八四〇」を「七、一四〇」に改め、同項第七号中「七、〇五〇円」を「八、八一〇円」に改め、同項第八号中「三三、三六〇円」を「三六、七〇〇円」に、「三、八六〇円」を「四、八三〇円」に改め、同項第九号イ中「三、四〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、二五〇円」を「一、五六〇円」に改め、同号口中「二、九〇〇円」を「三、六三〇円」に、「七、五〇円」を「九、四〇円」に改め、同項第十号中「二、三三〇円」を「二、七〇〇円」に、「一、一六〇円」を「二、三八〇円」に改め、同項第十二号イ中「四、九九〇」を「六、二四〇」に改め、同号口中「四、九九〇円」を「六、二四〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、五五〇円」に改め、同号二中「七、二二〇」を「九、〇一〇」に改め、同号水中「二、二六〇円」を「二、四、五五〇円」に改め、同項第十三号イ中「四、七九〇」を「五、九九〇」に改め、同号口中「四、二六〇円」を「五、三三〇円」に、「一、六九〇円」

を「二、一一〇円」に改め、同号八中「五、五八〇円」を「六、九八〇円」に、「六一二〇円」を「七、六五〇円」に、「三、七一〇円」を「四、六四〇円」に改め、同項第十四号口中「三、五一〇」を「四、一七〇」に改め、同号八及び二中「一、八九〇円」を「二、八四〇円」に改め、同項第十五号イ中「一、九三〇円」を「二、四、一三〇円」に、「一、四四〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同号口中「六、六三〇」を「八、二九〇」に、「一〇、三六〇」を「二、九五〇」に、「一四、九七〇」を「一八、七二〇」に改め、同項第十六号口中「二、七二〇」を「三、五五〇」に改め、同号八中「六、五七〇」を「二〇、〇三〇」に改め、同項第十七号中「三、七四〇」を「四、六八〇」に改め、同項第十八号イ中「四、三〇〇」を「五、三八〇」に改め、同項第二十号イ中「一、二五〇」を「一、四三〇」に改め、同号口中「二、四一〇」を「三、〇一〇」に改め、同号水中「二、七〇」を「三、四〇」に改め、同表九の項第七号イ中「一、六五〇」を「二、四三〇」に改め、同号口中「二、一八〇」を「三、一二〇」に改め、同項第八号イ中「五、六三〇」を「六、二三〇」に改め、同号口中「六、〇四〇」を「六、六九〇」に改め、同項第九号イ中「一、六八〇」を「二、三、六四〇」に改め、同号口中「二、五一〇」を「一、五、六四〇」に改め、同項第十号イ中「三、一一〇」を「一、四、一六〇」に改め、同号口中「二、五、九八〇」を「二、七、〇三〇」に改め、同項第十二号中「一、六、四四〇」を「一、七、四八〇」に改め、同項第十三号イ中「五、五六〇」を「五、九七〇」に改め、同号口中「五、七八〇」を「六、六〇〇」に改め、同項第十四号中「五、八九〇」を「六、四五〇」に改め、同項第十六号中「二、六二〇円」を「二、七七〇円」に改め、同表十の項第一号から第四号までの規定中「二、一四〇」を「二、六八〇」に改め、同項第五号中「一、七二〇」を「二、一五〇」に改め、同項第六号中「二、二〇〇」を「二、七五〇」に改め、同項第七号中「六、九九〇円」を「七、七九〇円」に改め、同項第八号中「五、四三〇円」を「六、四二〇円」に改め、同項第十号中「四、二〇〇」を「四、七五〇」に改め、同項第十二号中「二、二〇〇」を「二、七五〇」に改め、同項第十三号中「二、三二〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同項第十四号中「六、六〇円」を「七、〇〇円」に改め、同項第二十一号口中「一、四六〇」を「一、六二〇」に改め、同項第二十三号イ中「七、九七〇」を「八、九八〇」に改め、同号二中「二〇三、三八〇円」を「二、三八〇円」に改め、同項第二十四号イ中「二、〇七〇円」を「二、三四〇円」に改め、同号口中「六、四九〇円」を「七、五五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同項第二十五号二中「二、二二〇」を「二、

三五〇」に改め、同号水中「二、四四〇」を「三、〇五〇」に改め、同項第二十六号中「一、一六〇」を「一、二五〇」に改め、同項第二十七号中「三八〇円」を「四八〇円」に改め、同項第二十八号中「三、一五〇」を「三、八二〇」に改め、同表十一の項第一号イ中「一、七三〇」を「一、九八〇」に改め、同号口中「二、七九〇」を「三、〇九〇」に改め、同号八中「三、六九〇」を「四、〇二〇」に改め、同号二中「六、〇九〇」を「六、五六〇」に改め、同項第二号中「八七〇」を「一、〇九〇」に改め、同表十二の項第一号中「四、八〇〇」を「五、〇六〇」に改め、同項第二号中「八、三五〇」を「八、八四〇」に改める。

別表第一十四の表卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付の項中「三〇〇」を「三五〇」に改める。

(岐阜かがみかはら航空宇宙博物館条例の一部改正)

第十一条 岐阜かがみかはら航空宇宙博物館条例(平成二十九年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表入館料の部六十歳以上の者及び高校生の款個人の項中「二五五円」を「三〇〇円」に、「六六〇円」を「七五〇円」に改め、同款団体(二〇人以上に限る。)の項中「二〇五円」を「二五〇円」に改め、同部その他の者の款個人の項中「四一〇円」を「四五〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同款団体(二〇人以上に限る。)の項中「三五五円」を「四〇〇円」に改め、同表備考第二号中「八百二十円」を「九百円」に改める。

(セラミックパークMINO条例の一部改正)

第十二条 セラミックパークMINO条例(平成十三年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表一の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「一〇九、四〇〇」を「一一、一〇〇」に、「三六、七〇〇」を「五一、三〇〇」に、「四六、一〇〇」を「七二、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二〇、三〇〇」を「三三、一〇〇」に、「五〇、四〇〇」を「六六、四〇〇」に、「七〇、七〇〇」を「九九、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの款平日の項中「一九一、四〇〇」を「二一、八〇〇」に、「三九、二〇〇」を「二六四、七〇〇」に、「四三〇、六〇〇」を「四七六、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二〇、五〇〇」を「三三、九

〇〇」に、「二六三、二〇〇」を「二九一、二〇〇」に、「四七三、七〇〇」を「五一四、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「二一八、八〇〇」を「二四一、一〇〇」に、「二七三、四〇〇」を「三〇一、五〇〇」に、「四九二、二〇〇」を「五四四、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二四〇、六〇〇」を「二六六、二〇〇」に、「三〇〇、八〇〇」を「三三三、八〇〇」に、「五四一、四〇〇」を「五九九、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの款平日の項中「二七三、四〇〇」を「三〇一、五〇〇」に、「三四一、八〇〇」を「三七八、二〇〇」に、「六一五、二〇〇」を「六八〇、七〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三〇〇、八〇〇」を「三三三、八〇〇」に、「三七六、〇〇〇」を「四一六、〇〇〇」に、「六七六、八〇〇」を「七四八、八〇〇」に改め、同表A区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「六一、一〇〇」を「六七、六〇〇」に、「七六、三〇〇」を「八四、五〇〇」に、「一三七、四〇〇」を「一五一、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六七、二〇〇」を「七四、四〇〇」に、「八三、九〇〇」を「九二、九〇〇」に、「一五一、一〇〇」を「一六七、二〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの款平日の項中「一〇六、九〇〇」を「一八、三〇〇」に、「一三三、六〇〇」を「一四七、九〇〇」に、「二四〇、五〇〇」を「二六六、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一七、六〇〇」を「三〇、二〇〇」に、「一四六、九〇〇」を「一六二、六〇〇」に、「二六四、五〇〇」を「二九二、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「一一一、一〇〇」を「一三五、一〇〇」に、「一五二、七〇〇」を「一六九、〇〇〇」に、「二七四、八〇〇」を「三〇四、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二三四、四〇〇」を「二四八、七〇〇」に、「二六七、九〇〇」を「二八五、八〇〇」に、「三〇一、三〇〇」を「三三四、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの款平日の項中「一五二、七〇〇」を「一六九、〇〇〇」に、「一九〇、八〇〇」を「二一一、一〇〇」に、「二四三、五〇〇」を「三八〇、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一六八、〇〇〇」を「一八五、九〇〇」に、「二〇九、九〇〇」を「二三三、三〇〇」に、「三七七、九〇〇」を「四一八、一〇〇」に改め、同

表B区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「四六、二〇〇」を「五一、二〇〇」に、「五七、七〇〇」を「六三、九〇〇」に、「一〇三、九〇〇」を「一一五、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「五〇、八〇〇」を「五六、三〇〇」に、「六三、五〇〇」を「七〇、三〇〇」に、「一一四、三〇〇」を「一二六、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの款平日の項中「八〇、八〇〇」を「八九、四〇〇」に、「一〇一、〇〇〇」を「一一、八〇〇」に、「一一八、八〇〇」を「一二〇、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「八八、九〇〇」を「九八、四〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一二三、〇〇〇」に、「一二〇、〇〇〇」を「一二一、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「九二、四〇〇」を「一〇二、三〇〇」に、「一一五、四〇〇」を「一二七、七〇〇」に、「一二七、八〇〇」を「一二三〇、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一〇一、六〇〇」を「一一一、五〇〇」に、「一二七、〇〇〇」を「一四〇、六〇〇」に、「一二八、六〇〇」を「一二五三、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの款平日の項中「一一五、四〇〇」を「一二七、七〇〇」に、「一四四、三〇〇」を「一五九、七〇〇」に、「二五九、七〇〇」を「二八七、四〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一二七、〇〇〇」を「一四〇、六〇〇」に、「一五八、七〇〇」を「一七五、六〇〇」に、「二八五、七〇〇」を「三一六、一〇〇」に改める。

別表二の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの部平日の項中「一九、四〇〇」を「二一、五〇〇」に、「二五、九〇〇」を「二八、七〇〇」に、「四五、三〇〇」を「五〇、二〇〇」に、「六四、八〇〇」を「七一、七〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二一、四〇〇」を「二三、七〇〇」に、「二八、五〇〇」を「三一、六〇〇」に、「四九、九〇〇」を「五五、三〇〇」に、「七一、三〇〇」を「七八、九〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの部平日の項中「三四、〇〇〇」を「三七、七〇〇」に、「四五、四〇〇」を「五〇、三〇〇」に、「七九、四〇〇」を「八七、九〇〇」に、「一一三、四〇〇」を「一二五、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三七、四〇〇」を「四一、四〇〇」に、「四九、九〇〇」を「五五、三〇〇」に、「八七、三〇〇」を「九六、六〇〇」に

「一二四、七〇〇」を「一二八、〇〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの部平日の項中「三八、九〇〇」を「四三、一〇〇」に、「五一、八〇〇」を「五七、四〇〇」に、「九〇、七〇〇」を「一〇〇、四〇〇」に、「一二九、六〇〇」を「一四三、四〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「四二、八〇〇」を「四七、四〇〇」に、「五七、〇〇〇」を「六三、一〇〇」に、「九九、八〇〇」を「一一〇、五〇〇」に、「一四二、五〇〇」を「一五七、七〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの部平日の項中「四八、六〇〇」を「五三、八〇〇」に、「六四、八〇〇」を「七一、七〇〇」に、「一二三、四〇〇」を「一二五、五〇〇」に、「一六二、〇〇〇」を「一七九、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「五三、五〇〇」を「五九、二〇〇」に、「七一、三〇〇」を「七八、九〇〇」に、「一二四、八〇〇」を「一三八、一〇〇」に、「一七八、二〇〇」を「一九七、二〇〇」に改める。

別表三の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「一〇、〇〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一三、三〇〇」を「一四、八〇〇」に、「二三、三〇〇」を「二五、八〇〇」に、「三三、三〇〇」を「三六、九〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、〇〇〇」を「一二、二〇〇」に、「一四、六〇〇」を「一六、二〇〇」に、「二五、六〇〇」を「二八、四〇〇」に、「三六、六〇〇」を「四〇、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの款平日の項中「一七、五〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二三、三〇〇」を「二五、八〇〇」に、「四〇、八〇〇」を「四五、二〇〇」に、「五八、三〇〇」を「六四、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一九、二〇〇」を「二一、三〇〇」に、「二五、六〇〇」を「二八、四〇〇」に、「四四、八〇〇」を「四九、六〇〇」に、「六四、一〇〇」を「七一、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「二〇、〇〇〇」を「二二、二〇〇」に、「二六、六〇〇」を「二九、五〇〇」に、「四六、六〇〇」を「五一、六〇〇」に、「六六、六〇〇」を「七三、七〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二、〇〇〇」を「二四、四〇〇」に、「二九、三〇〇」を「三一、五〇〇」に、「五一、三〇〇」を「五六、八〇〇」に、「七三、三〇〇」を「八一、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が

三、三〇〇円を超えるものの款平日の項中「二五、〇〇〇」を「二七、七〇〇」に
 「三三、三〇〇」を「三六、九〇〇」に、「五八、三〇〇」を「六四、六〇〇」に
 「八三、三〇〇」を「九二、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中
 「二七、五〇〇」を「三〇、五〇〇」に、「三六、六〇〇」を「四〇、五〇〇」に
 「六四、一〇〇」を「七一、〇〇〇」に、「九一、六〇〇」を「一〇一、四〇〇」に
 改め、同表二分の一利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でそ
 の額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「六、〇〇〇」を「六、七〇〇」に
 「八、〇〇〇」を「八、九〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一五、五〇〇」に、「二〇、
 〇〇〇」を「二一、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六、六〇
 〇」を「七、四〇〇」に、「八、八〇〇」を「九、八〇〇」に、「一五、四〇〇」を
 「一七、一〇〇」に、「二一、〇〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同部入場料を徴
 収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの款平日の項中
 「一〇、五〇〇」を「一一、七〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一五、五〇〇」に
 「二四、五〇〇」を「二七、二〇〇」に、「三五、〇〇〇」を「三八、八〇〇」に改
 め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、五〇〇」を「一二、八〇〇」に
 「一五、四〇〇」を「一七、一〇〇」に、「二六、九〇〇」を「二九、八〇〇」に
 「三八、四〇〇」を「四一、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が
 一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「二一、〇〇〇」
 を「二三、三〇〇」に、「二六、〇〇〇」を「二七、八〇〇」に、「二八、〇〇〇」を
 「三一、〇〇〇」に、「四〇、〇〇〇」を「四四、三〇〇」に改め、同款土曜日、日
 曜日及び休日の項中「三三、二〇〇」を「四、七〇〇」に、「一七、六〇〇」を
 「一九、五〇〇」に、「三〇、八〇〇」を「三四、一〇〇」に、「四三、九〇〇」を
 「四八、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超え
 るものの款平日の項中「一五、〇〇〇」を「一六、六〇〇」に、「二〇、〇〇〇」を
 「二二、二〇〇」に、「三五、〇〇〇」を「三八、八〇〇」に、「四九、九〇〇」を
 「五五、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一六、五〇〇」を
 「一八、三〇〇」に、「二一、〇〇〇」を「二四、四〇〇」に、「三八、五〇〇」を
 「四二、六〇〇」に、「五四、九〇〇」を「六〇、八〇〇」に改める。
 別表四の表平日の項中「一、六〇〇」を「一、九〇〇」に、「三、五〇〇」を「三、
 九〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、八〇〇」に、「八、七〇〇」を「九、七〇〇」に
 改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「二、九〇〇」を「三、三〇〇」に、「三、

八〇〇」を「四、三〇〇」に、「六、七〇〇」を「七、五〇〇」に、「九、六〇〇」を
 「一〇、七〇〇」に改める。
 別表五の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円
 以下であるものの部平日の項中「三、八〇〇」を「四、三〇〇」に、「五、一〇〇」
 を「五、七〇〇」に、「八、九〇〇」を「九、九〇〇」に、「一二、八〇〇」を「一四、
 二〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「四、三〇〇」を「四、八〇〇」
 に、「五、七〇〇」を「六、四〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一一、一〇〇」に、
 「一四、二〇〇」を「一五、八〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が
 五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの部平日の項中「六、八〇〇」を「七、
 六〇〇」に、「九、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一五、八〇〇」を「一七、五〇
 〇」に、「二一、五〇〇」を「二四、九〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日
 の項中「七、四〇〇」を「八、二〇〇」に、「九、九〇〇」を「一一、〇〇〇」に、
 「一七、三〇〇」を「一九、二〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二七、五〇〇」に改
 め、同表入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下で
 あるものの部平日の項中「七、七〇〇」を「八、六〇〇」に、「一〇、三〇〇」を
 「一一、四〇〇」に、「一八、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「二五、七〇〇」を
 「二八、五〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「八、五〇〇」を「九、
 五〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一二、六〇〇」に、「一九、八〇〇」を「二一、〇
 〇〇」に、「二八、二〇〇」を「三一、二〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合
 でその額が三、三〇〇円を超えるものの部平日の項中「九、六〇〇」を「一〇、七〇
 〇」に、「一二、八〇〇」を「一四、二〇〇」に、「二二、四〇〇」を「二四、八〇〇」
 に、「三三、一〇〇」を「三五、六〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項
 中「一〇、六〇〇」を「一一、八〇〇」に、「一四、二〇〇」を「一五、八〇〇」に、
 「二四、八〇〇」を「二七、五〇〇」に、「三五、四〇〇」を「三九、二〇〇」に改
 める。
 別表六の表全部利用の部平日の項中「八、一〇〇」を「九、〇〇〇」に、「一〇、
 一〇〇」を「一一、二〇〇」に、「一八、二〇〇」を「二〇、二〇〇」に改め、同部
 土曜日、日曜日及び休日の項中「八、九〇〇」を「九、九〇〇」に、「一一、一〇〇」
 を「一二、三〇〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二一、二〇〇」に改め、同表二分の一
 利用の部平日の項中「四、八〇〇」を「五、四〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、八
 〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一二、一〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休

日の項中「五、三〇〇」を「五、九〇〇」に、「六、七〇〇」を「七、五〇〇」に、「二、〇〇〇」を「三、三〇〇」に改める。

別表七の表冷暖房設備の部展示ホールの款全部利用の項中「七、七〇〇」を「八、五二〇」に改め、同款A区分利用の項中「四、三九〇」を「四、八六〇」に改め、同款B区分利用の項中「三、三二〇」を「三、六七〇」に改め、同部国際会議場の款中「六七〇」を「七五〇」に、「八四〇」を「九三〇」に改め、同部イベントホールの款全部利用の項中「三〇〇」を「三四〇」に、「三七〇」を「四二〇」に改め、同款二分の一利用の項中「一五〇」を「一七〇」に、「一九〇」を「二二〇」に改め、同部小会議室の款中「一四〇」を「一六〇」に、「一八〇」を「二〇〇」に改め、同部茶室の款中「一〇」を「三〇」に、「四〇」を「六〇」に改め、同表その他の附属施設設備等の部中「一五、七二〇」を「一七、四〇〇」に改める。

(岐阜県県民ふれあい会館条例の一部改正)

第十三条 岐阜県県民ふれあい会館条例(平成五年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表会議室の部三〇一会議室の款中「二、〇〇〇」を「三、二〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一七、六〇〇」に、「一八、七〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「二四、二〇〇」を「二七、五〇〇」に、「三〇、八〇〇」を「三五、二〇〇」に、「三八、五〇〇」を「四四、〇〇〇」に改め、同部三〇二会議室の款中「九、八〇〇」を「二三、一〇〇」に、「二六、四〇〇」を「三〇、八〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「三八、五〇〇」に、「四一、八〇〇」を「四八、四〇〇」に、「五三、九〇〇」を「六一、六〇〇」に、「六七、一〇〇」を「七七、〇〇〇」に改め、同部四〇一会議室、四〇三会議室及び四〇五会議室の款中「三、〇八〇」を「三、五二〇」に、「四、〇七〇」を「四、七三〇」に、「五、一七〇」を「五、九四〇」に、「六、四九〇」を「七、四八〇」に、「八、三六〇」を「九、五七〇」に、「一〇、四五〇」を「一一、九九〇」に改め、同部四〇二会議室、四〇四会議室及び四〇六会議室の款中「二、五三〇」を「二、八六〇」に、「三、三〇〇」を「三、八五〇」に、「四、一八〇」を「四、八四〇」に、「五、二八〇」を「六、〇五〇」に、「六、七一〇」を「七、七〇〇」に、「八、四七〇」を「九、七九〇」に改め、同部四〇七会議室の款中「三、八五〇」を「四、四〇〇」に、「五、一七〇」を「五、九四〇」に、「六、三八〇」を「七、三七〇」に、「八、一四〇」を「九、三五〇」に、「一〇、四五〇」を「一一、九九〇」に、「一三、〇九〇」を「一五、〇七〇」に改め、同部四〇八会議室の款中「三、〇八〇」

を「三、五二〇」に、「四、一八〇」を「四、八四〇」に、「五、一七〇」を「五、九四〇」に、「六、四九〇」を「七、四八〇」に、「八、四七〇」を「九、七九〇」に、「一〇、五六〇」を「一一、一〇〇」に改め、同部四〇九会議室の款中「七、〇四〇」を「八、一四〇」に、「九、四六〇」を「一〇、八九〇」に、「一一、七七〇」を「一三、五三〇」に、「一四、八五〇」を「一七、〇五〇」に、「一九、一四〇」を「二二、〇〇〇」に、「二三、九八〇」を「二七、六一〇」に改め、同部四一〇会議室の款中「二、五三〇」を「二、八六〇」に、「三、三〇〇」を「三、八五〇」に、「四、一八〇」を「四、八四〇」に、「五、二八〇」を「六、〇五〇」に、「六、七一〇」を「七、七〇〇」に、「八、四七〇」を「九、七九〇」に改め、同部一四〇一会議室の款中「二、六四〇」を「三、〇八〇」に、「三、五二〇」を「四、〇七〇」に、「四、四〇〇」を「五、〇六〇」に、「五、五〇〇」を「六、三八〇」に、「六、九三〇」を「八、〇三〇」に、「八、九一〇」を「一〇、二三〇」に、「一一、二二〇」を「一二、八七〇」に改め、同部特別会議室の款中「七、三七〇」を「八、四七〇」に、「九、二四〇」を「一〇、六七〇」に改め、同部展望レセプションルームの款中「五、八〇〇」を「六、七一〇」に、「七、三〇〇」を「八、四〇〇」に改め、同表コンサートホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「三三、〇〇〇」を「三七、八〇〇」に、「四八、四〇〇」を「五五、六〇〇」に、「五一、八〇〇」を「六〇、六〇〇」に、「八一、四〇〇」を「九三、四〇〇」に、「一〇、二〇〇」を「一一、六二〇」に、「一三四、二〇〇」を「一五四、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三九、六〇〇」を「四五、四〇〇」に、「六一、六〇〇」を「七〇、七〇〇」に、「七〇、四〇〇」を「八〇、九〇〇」に、「一〇、二〇〇」を「一一、六二〇」に、「一三三、〇〇〇」を「一五一、五〇〇」に、「一七一、六〇〇」を「一九七、〇〇〇」に改め、同部二〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合の款平日の項中「四二、九〇〇」を「四九、三〇〇」に、「六三、八〇〇」を「七三、三〇〇」に、「七〇、四〇〇」を「八〇、九〇〇」に、「一〇六、七〇〇」を「一二、四〇〇」に、「一三四、二〇〇」を「一五四、

〇〇〇に、「二七七、一〇〇」を「二〇三、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「五二、八〇〇」を「六〇、六〇〇」に、「八三、六〇〇」を「九五九〇〇」に、「九六、八〇〇」を「一一、一〇〇」に、「三六、四〇〇」を「二五六、五〇〇」に、「八〇、四〇〇」を「二〇七、一〇〇」に、「三三、二〇〇」を「二六七、七〇〇」に改め、同部二、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合の款平日の項中「五二、八〇〇」を「六〇、六〇〇」に、「七九、二〇〇」を「九〇、九〇〇」に、「八八、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「五一、五〇〇」に、「六七、二〇〇」を「九二、〇〇〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二五二、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六六、〇〇〇」を「七五、八〇〇」に、「一〇五、六〇〇」を「一一、二〇〇」に、「三三、二〇〇」を「一四二、五〇〇」に、「二七一、六〇〇」を「一九七、〇〇〇」に、「二三八、八〇〇」を「二六二、七〇〇」に、「二九四、八〇〇」を「三三八、四〇〇」に改め、同表案屋の部第一案屋、第二案屋及び第三案屋の款中「八八〇」を「九九〇」に、「二二〇」を「一、四三〇」に、「一、五四〇」を「一、七六〇」に、「二、〇九〇」を「二、四二〇」に、「二、七五〇」を「三、一九〇」に、「三、六三〇」を「四、一八〇」に改め、同部第四案屋、第五案屋及び第六案屋の款中「一、七六〇」を「一、九八〇」に、「二、四二〇」を「二、七五〇」に、「三、〇八〇」を「三、五二〇」に、「四、一八〇」を「四、八四〇」に、「五、五〇〇」を「六、三八〇」に、「七、二六〇」を「八、三六〇」に改め、同表リハーサル室の部中「二、九七〇」を「三、四一〇」に、「三、九六〇」を「四、五一〇」に、「四、九五〇」を「五、七二〇」に、「六、九三〇」を「八、〇三〇」に、「八、九一〇」を「一〇、一三〇」に、「一一、八八〇」を「一二、六四〇」に改め、同表屋内イベント広場及び屋外イベント広場の部中「二、七〇〇」を「三、一〇〇」に改め、同表備考第七号イ中「四、四〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同号ロ中「三、五〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同号ハ中「一、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に改める。

(ぎふ清流文化プラザ条例の一部改正)

第十四条 ぎふ清流文化プラザ条例(平成六年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表長良川ホールの部営利を目的としない場合の款入場料を徴収しない場合の項中「一九、八〇〇」を「二二、二〇〇」に、「二九、〇〇〇」を「三二、六〇〇」に、「三一、七〇〇」を「三五、五〇〇」に、「四八、八〇〇」を「五四、八〇〇」に

「六〇、七〇〇」を「六八、一〇〇」に、「八〇、五〇〇」を「九〇、三〇〇」に、「三三、八〇〇」を「二六、六〇〇」に、「三七、〇〇〇」を「四一、五〇〇」に、「四二、二〇〇」を「四七、四〇〇」に、「六〇、八〇〇」を「六八、一〇〇」に、「七九、二〇〇」を「八八、九〇〇」に、「一〇三、〇〇〇」を「一一五、五〇〇」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「二五、七〇〇」を「二八、九〇〇」に、「三八、三〇〇」を「四三、〇〇〇」に、「四二、二〇〇」を「四七、四〇〇」に、「六四、〇〇〇」を「七一、九〇〇」に、「八〇、五〇〇」を「九〇、四〇〇」に、「一〇六、二〇〇」を「一一九、四〇〇」に、「三二、七〇〇」を「三五、五〇〇」に、「五〇、二〇〇」を「五六、三〇〇」に、「五八、一〇〇」を「六五、二〇〇」に、「八一、九〇〇」を「九二、九〇〇」に、「一〇八、三〇〇」を「一一、六〇〇」に、「一四〇、〇〇〇」を「一五七、一〇〇」に改め、同部営利を目的とする場合の款中「三一、七〇〇」を「三五、五〇〇」に、「四七、五〇〇」を「五三、四〇〇」に、「五二、八〇〇」を「五九、三〇〇」に、「七九、二〇〇」を「八八、九〇〇」に、「一〇〇、三〇〇」を「一一、六〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「四八、二〇〇」に、「三九、六〇〇」を「四四、四〇〇」に、「六三、四〇〇」を「七一、一〇〇」に、「七三、九〇〇」を「八二、九〇〇」に、「一〇三、〇〇〇」を「一一五、五〇〇」に、「一三七、三〇〇」を「一五四、〇〇〇」に、「一七六、九〇〇」を「一九八、四〇〇」に改め、同表練習室の部第一練習室の款中「七三〇」を「八一〇」に、「九七〇」を「一、〇九〇」に、「一、七〇〇」を「一、九〇〇」に、「一、九四〇」を「二、一八〇」に、「二、六七〇」を「二、九九〇」に改め、同部第二練習室の款中「六三〇」を「七〇〇」に、「八四〇」を「九四〇」に、「一、四七〇」を「一、六四〇」に、「一、六八〇」を「一、八七〇」に、「二、三二〇」を「二、五七〇」に改め、同部第三練習室の款中「二、三四〇」を「二、六三〇」に、「三、一一〇」を「三、五一〇」に、「五、四六〇」を「六、一四〇」に、「六、二四〇」を「七、〇二〇」に、「八、五八〇」を「九、六五〇」に改め、同部第四練習室の款中「二、九一〇」を「二、一五〇」に、「二、五五〇」を「二、八六〇」に、「四、四六〇」を「五、〇一〇」に、「五、一〇〇」を「五、七二〇」に、「七、〇一〇」を「七、八七〇」に改め、同表駐車場の部中「一〇〇円」を「一一〇円」に改める。

(岐阜県博物館条例の一部改正)

第十五条 岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表大学の学生及びこれに準ずる者の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に、「五〇〇円」を「六〇〇円」に改め、同表その他の者の項中「三三〇円」を「三七〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に改め、同条第二項中「八百円」を「千円」に改める。

(岐阜県高山陣屋入場料徴収条例の一部改正)

第十六条 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例(昭和五十五年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表個人の項中「四四〇円」を「五〇〇円」に改め、同表団体(三〇人以上に限る。)の項中「三九〇円」を「四五〇円」に改める。

(岐阜県美術館条例の一部改正)

第十七条 岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「千五百円」を「千六百四十円」に改める。

別表第一大学の学生及びこれに準ずる者の項中「二二〇円」を「二四〇円」に、「一六〇円」を「一八〇円」に改め、同表その他の者の項中「三四〇円」を「三七〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に改める。

別表第二一般展示室(小)の項中「八、八〇〇円」を「九、六四〇円」に改め、同表一般展示室(中)の項中「二七、六〇〇円」を「二九、二八〇円」に改め、同表一般展示室(大)の項中「二六、四〇〇円」を「二八、九二〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「三九、二八〇円」を「四三、〇三〇円」に改め、同表講堂の項中「一五、七二〇円」を「一七、二二〇円」に改め、同表野外展示場の項中「三、三三〇円」を「三、六七〇円」に改め、同表備考第二号中「六千七百円」を「七千三百四十円」に、「九千二百円」を「九千八百八十円」に改める。

(岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正)

第十八条 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「千五百円」を「千六百四十円」に改める。

別表大学の学生及びこれに準ずる者の項中「二二〇円」を「二四〇円」に、「一六〇円」を「一八〇円」に改め、同表その他の者の項中「三四〇円」を「三七〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に改める。

(岐阜県図書館条例の一部改正)

第十九条 岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表研修室の部全部使用の款中「二、一〇〇」を「二、四三〇」に、「四、三〇〇」を「四、八六〇」に、「二、七二〇」を「三、〇四〇」に、「六、四〇〇」を「七、一九〇」に、「七、〇二〇」を「七、九〇〇」に、「九、一二〇」を「一〇、三三〇」に改め、同部一部使用の款研修室一の項中「一、三六〇」を「一、四九〇」に、「一、六二〇」を「一、九八〇」に、「一、五七〇」を「一、八三〇」に、「三、九八〇」を「四、四七〇」に、「四、一九〇」を「四、八一〇」に、「五、五五〇」を「六、三〇〇」に改め、同款研修室二の項中「一、〇五〇」を「一、一七〇」に、「二、一〇〇」を「二、三三〇」に、「一、一五〇」を「一、四三〇」に、「三、一五〇」を「三、五〇〇」に、「三、三三〇」を「三、七六〇」に、「四、四〇〇」を「四、九三〇」に改め、同表特別会議室の部中「四、七二〇」を「五、三三〇」に、「九、四三〇」を「一〇、六六〇」に、「五、四五〇」を「六、二二〇」に、「二、四一五〇」を「二、五九九〇」に、「二、四八八〇」を「二、六八八〇」に、「九、六〇〇」を「一〇、二一〇」に改め、同表多目的ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「六、一八〇」を「六、九八〇」に、「三、六二〇」を「五、三六〇」に、「七、四四〇」を「八、三八〇」に、「二、九八〇〇」を「三、三三四〇」に、「二、〇六〇」を「三、七四〇」に、「二七、二四〇」を「三〇、七二〇」に、「二七、二八〇」を「二九、五四〇」に、「二四、七二〇」を「二七、九二〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中「八、〇七〇」を「九、〇七〇」に、「二七、九一〇」を「三〇、二四〇」に、「九、八五〇」を「一、一七〇」に、「二五、九八〇」を「二九、三三〇」に、「二七、七六〇」を「三、一四一〇」に、「三、五八三〇」を「四〇、四八〇」に、「三、四七〇」を「二六、五二〇」に、「三、三三〇」を「三七、六九〇」に改め、同表多目的小ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「二、二〇〇」を「二、四六〇」に、「四、八二〇」を「五、四二〇」に、「二、六二〇」を「二、九五〇」に、「七、〇二〇」を「七、八八〇」に、「七、四四〇」を「八、三七〇」に、「九、六四〇」を「一〇、八三〇」に、「六、〇八〇」を「六、八九〇」に、「八、七〇〇」を「九、八四〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中「二、八三〇」を「三、二〇〇」に、「六、二九〇」を「七、一四〇」に、「三、四五〇」を「三、九四〇」に、「九、二一〇」を「一〇、三四〇」に、「九、七四〇」を「一、〇八〇」に、「二、一五七〇」を「二、四二八〇」に、「八、二八〇」を「九、三五〇」に、「二、七三〇」を「一

三、二九〇」に改め、同表企画展示室の部中「三、六七〇」を「四、四〇〇」に改める。

(岐阜アリーナ条例の一部改正)

第二十条 岐阜アリーナ条例(昭和四十年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表ホール部の部専用する場合の款スポーツ又は文化事業(職業として行うものを除く)に利用する場合の項中「五、〇三〇円」を「五、四八〇円」に、「二、五二〇円」を「二、七五〇円」に改め、同款その他に利用する場合の項中「三三、〇〇〇円」を「三五、九七〇円」に、「二七、四五〇円」を「二九、九二〇円」に、「三、八三〇円」を「二五、〇七〇円」に、「二、五七〇円」を「三、七〇〇円」に、「四一、四八〇円」を「四五、二二〇円」に、「三七、七二〇円」を「四一、二一〇円」に改め、同部専用しない場合の款スポーツ(職業として行うものを除く)に利用する場合の項中「八三〇円」を「九〇〇円」に、「五六〇円」を「六一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「二七〇円」を「二九〇円」に、「二、七六〇円」を「二、九二〇円」に改め、同款その他に利用する場合の項中「八三〇円」を「九〇〇円」に、「四二〇円」を「四六〇円」に改める。

(岐阜県長川球技場条例の一部改正)

第二十一条 岐阜県長川球技場条例(平成二年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表競技場の部アマチュアスポーツの款入場料等を徴収する場合の項中「二六、四〇〇」を「二九、〇四〇」に、「二九、七五〇」を「三一、七三〇」に、「八一、五五〇」を「九〇、八一〇」に、「二〇、二四〇」を「二、二六〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「八、八〇〇」を「九、六八〇」に、「九、九五〇」を「一〇、九五〇」に、「二七、五五〇」を「三〇、三三〇」に、「三、四二〇」を「三、七五〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「三三、〇〇〇」を「四五、二〇〇」に、「二四八、五五〇」を「二六三、四二〇」に、「四二二、五五〇」を「四五三、八一〇」に、「五一、四八〇」を「五六、六三〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「四四、〇〇〇」を「四八、四〇〇」に、「四九、五五〇」を「五四、五二〇」に、「三七、五五〇」を「五一、三三〇」に、「二七、一六〇」を「二八、八八〇」に改め、同表駐車場の部第一駐車場及び第二駐車場の款中「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同部第三駐車場の款中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、一六〇円」に改める。

〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、一六〇円」に改める。

(岐阜県長川スポーツプラザ条例の一部改正)

第二十二条 岐阜県長川スポーツプラザ条例(平成五年岐阜県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表洋室(一人用)の項中「四、四〇〇」を「四、八八〇」に改め、同表洋室(二人用)の項中「七、七〇〇」を「八、五五〇」に改め、同表和室の項中「二、一〇〇」を「二、二二〇」に、「二、二二〇」を「二、四四〇」に、「九五〇」を「一、〇六〇」に、「一、一五〇」を「一、二八〇」に、「一、〇五〇」を「一、一七〇」に、「三、一五〇」を「三、五二〇」に、「一、三六〇」を「一、五二〇」に、「一、八八〇」を「二、〇九〇」に、「二、六八〇」を「二、八七〇」に、「四、九二〇」を「五、四七〇」に改める。

(岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例の一部改正)

第二十三条 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例(平成十七年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表入場料の項中「二二〇円」を「二四〇円」に、「三、七七〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表スケート滑走料の項中「一、二五〇円」を「一、四三〇円」に、「三七、七二〇円」を「四三、〇〇〇円」に改め、同表リンク利用料の項中「三一、四三〇円」を「三五、八三〇円」に改める。

(岐阜県川辺漕艇場条例の一部改正)

第二十四条 岐阜県川辺漕艇場条例(平成二十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表艇庫の部八人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「四二、七五〇」を「四六、六〇〇」に、「八五、四八〇」を「九三、一七〇」に改め、同部四人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二八、九二〇」を「三一、五二〇」に、「五七、八三〇」を「六三、〇三〇」に改め、同部二人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二一、三七〇」を「二三、二九〇」に、「四二、七五〇」を「四六、六〇〇」に改め、同部一人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二二、八三〇」を「二五、〇七〇」に、「二七、六五〇」を「三〇、一四〇」に改め、同部スィープオールを保管する場合の項中「二、八九〇」を「三、一五〇」に、「五、七九〇」を「六、三二〇」に改め、同部スカルオールを保管する場合の項中「一、三九〇」を「一、五二〇」に、「二、七七〇」を「三、〇二〇」に改め、同表宿泊施設の部中「一、三九〇」を「一、五二〇」に、「一、八八〇」を

「二、〇五〇」に改める。

(岐阜県スポーツ科学センター条例の一部改正)

第二十五条 岐阜県スポーツ科学センター条例 (平成二十八年岐阜県条例第四十八号) の一部を次のように改正する。

別表第一体力測定の一部安全検査の項中「九一〇」を「九六〇」に、「二、七四〇」を「二、八八〇」に改め、同部形態計測の項中「三三〇」を「三四〇」に、「七一〇」を「七五〇」に改め、同部全身持久力測定の一部中「二、〇七〇」を「二、一七〇」に、「六、二二〇」を「六、五二〇」に改め、同部筋持久力測定の一部中「三三〇」を「三五〇」に、「九九〇」を「一、〇四〇」に改め、同部筋力測定の一部中「三七〇」を「三九〇」に、「一、一〇〇」を「一、一六〇」に改め、同部パワー測定の一部中「一五〇」を「一六〇」に、「四九〇」を「五一〇」に改め、同部敏しょう性測定の一部中「二二〇」を「二三〇」に改め、同表動作分析の一部フォーム撮影の項中「八八〇」を「九二〇」に、「二、六四〇」を「二、七七〇」に改め、同部映像解析の項中「二、三四〇」を「二、四六〇」に、「七、〇四〇」を「七、三九〇」に改め、同部地面反力測定の一部中「六四〇」を「六七〇」に、「二、九一〇」を「二、〇一〇」に改め、同部筋電図測定の一部中「九九〇」を「一、〇四〇」に、「二、九六〇」を「三、一一〇」に改め、同部足圧分布測定の一部中「一、〇六〇」を「一、一一〇」に、「三、一九〇」を「三、三三〇」に改め、同部速度測定の一部中「二八〇」を「二九〇」に、「八一〇」を「八五〇」に改め、同部関節角度測定の一部中「二八〇」を「二九〇」に、「八一〇」を「八五〇」に改め、同表回復支援 (酸素力プセル) の部中「三三〇」を「三六〇」に、「九九〇」を「一、〇九〇」に改め、同表体力トレーニングの一部測定時指導の一部中「三三〇」を「三五〇」に、「九九〇」を「一、〇四〇」に改め、同部個人指導の一部中「四九〇」を「五一〇」に、「一、四八〇」を「一、五五〇」に改め、同部集団指導の一部中「三、〇一〇」を「三、一六〇」に、「九、〇八〇」を「九、五三〇」に改める。

別表第二体育館の一部県内の高校生以下の者の項中「六三〇」を「六九〇」に改め、同部その他の者の項中「一、〇五〇」を「一、一六〇」に改め、同表トレーニング室の一部県内の高校生以下の者の項中「九一〇」を「一、〇〇〇」に改め、同部その他の者の項中「一、七五〇」を「一、九三〇」に改め、同表低酸素ルームの一部中「二、六五〇」を「二、八六〇」に改め、同表宿泊室の一部洋室 A の款中「二〇、六九〇」を「二一、七六〇」に改め、同部洋室 B の款中「九、八八〇」を「一〇、八七〇」に改

め、同部和室の款県内の高校生以下の者の項中「二、五〇〇」を「二、七五〇」に改め、同款その他の者の項中「四、九九〇」を「五、四九〇」に改める。

(岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)

第二十六条 岐阜県農林関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第三十号) の一部を次のように改正する。

別表一の二の表一の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「一、一〇〇」を「一、二〇〇」に改める。

別表四の表一の項第一号中「一八、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に改め、同項第二号中「三五、〇〇〇」を「三七、〇〇〇」に改める。

別表六の表一の項及び二の項中「七六〇」を「八二〇」に改め、同表三の項中「一、八〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表四の項及び五の項中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に改め、同表六の項中「五、七〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同表七の項及び八の項中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に改める。

別表六の二の表二の項中「一〇、一〇〇」を「一〇、七〇〇」に改める。

別表七の表一の項第二号及び第三号中「二五〇」を「二七〇」に改め、同項第四号及び第五号中「五〇」を「五五」に改め、同項第六号中「四五」を「五〇」に改め、同項第七号中「三〇」を「三五」に改め、同項第八号中「三五〇」を「三九〇」に改め、同項第九号中「一、二〇〇」を「一、三〇〇」に改め、同表二の項中「七〇〇」を「七六〇」に改め、同表三の項第一号中「三九〇」を「四二〇」に改め、同項第三号中「二二〇」を「二五〇」に改め、同項第五号中「一、一五〇」を「一、二八〇」に改め、同表四の項中「三五〇」を「三八〇」に改め、同表五の項中「六〇」を「六五」に改める。

別表八の表中「二、三〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

別表九の表二の項中「三、八〇〇」を「四、〇〇〇」に改める。

別表十の表一の項中「四〇」を「五〇」に改め、同表三の項中「七、九〇〇」を「八、三〇〇」に改める。

別表十一の表二の項中「二、〇〇〇」を「二、四〇〇」に改め、同表三の項中「二、九〇〇」を「三、三〇〇」に改める。

別表十四の表中「二、二〇〇〇」を「二、三〇〇〇」に改める。

別表十六の表中「二、三〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

別表十八の表一の項中「一、三三〇」を「一、四五〇」に改め、同表二の項中「一、

三三〇」を「一、三九〇」に改め、同表三の項中「八、八〇〇」を「九、五九〇」に改める。

別表十九の表二の項中「二、五八〇」を「二、八四〇」に改め、同表三の項中「一六、一八〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同表四の項中「一九、三八〇」を「二一、一八〇」に改める。

別表二十の表四の項中「四、一四〇」を「四、五一〇」に改め、同表五の項中「一五、〇〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同表六の項中「四〇、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に改め、同表八の項中「二、八五〇」を「三、一〇〇」に改める。

別表二十一の表一の項中「七五〇」を「八二〇」に改め、同表三の項中「三九〇」を「四一〇」に改める。

別表二十二の表中

三〇〇円。ただし、農業
業大学に係るものに
あつては、三二〇円

を

三五〇

に改

める。

(ぎふ木遊館条例の一部改正)

第二十七条 ゑふ木遊館条例(令和二年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一個人の項中「三〇〇円」を「三二〇円」に改め、同表団体(二〇人以上に限る。)の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に改める。

別表第二中「百円」を「百十円」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二十八条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二一の表八の項、二の表六十の項、五の表八の項、九の表六の項並びに十二の表八の項及び九の項中「三五〇」を「四〇〇」に改める。

別表第二十八の二の表一の項一イ中「四、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同項一ロ中「四、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」に、「九二、〇〇〇円」を「九八、〇〇〇円」に

「九八、〇〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、「一四六、〇〇〇円」を「一五六、〇〇〇円」に、「二四八、〇〇〇円」を「二五九、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「二五〇、〇〇〇円」を「二六八、〇〇〇円」に、「三七四、〇〇〇円」を「四〇一、〇〇〇円」に、「三一六、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「四七二、〇〇〇円」を「五〇七、〇〇〇円」に、「三五八、〇〇〇円」を「三八四、〇〇〇円」に、「五三六、〇〇〇円」を「五七五、〇〇〇円」に改め、同項二イ中「七二、〇〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改め、同項二ロ中「一〇、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一六二、〇〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二八一、〇〇〇円」に、「二五五、〇〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三五五、〇〇〇円」に、「四九九、〇〇〇円」を「五三一、〇〇〇円」に、「五九四、〇〇〇円」を「六三四、〇〇〇円」に、「八八八、〇〇〇円」を「九五〇、〇〇〇円」に、「一、〇一七、〇〇〇円」を「一、〇八八、〇〇〇円」に、「一、五二二、〇〇〇円」を「一、六三二、〇〇〇円」に、「一、八七六、〇〇〇円」を「二、〇二二、〇〇〇円」に、「二、八一一、〇〇〇円」を「三、〇一七、〇〇〇円」に、「二、六七八、〇〇〇円」を「二、八七四、〇〇〇円」に、「四、〇三三、〇〇〇円」を「四、三二〇、〇〇〇円」に、「三、二七九、〇〇〇円」を「三、五二〇、〇〇〇円」に、「四、九一五、〇〇〇円」を「五、二八〇、〇〇〇円」に改め、同表二の項一イ中「二〇、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同項一ロ中「三五、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「五六、〇〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「九二、〇〇〇円」を「九八、〇〇〇円」に、「一四六、〇〇〇円」を「一五六、〇〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「二三七、〇〇〇円」に、「二七四、〇〇〇円」を「四〇一、〇〇〇円」に、「四七二、〇〇〇円」を「五〇七、〇〇〇円」に、「五三六、〇〇〇円」を「五七五、〇〇〇円」に改め、同項二イ中「七二、〇〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改め、同項二ロ中「一六二、〇〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に、「二五五、〇〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に、「四九九、〇〇〇円」を「五三一、〇〇〇円」に、「八八八、〇〇〇円」を「九五〇、〇〇〇円」に、「一、五二二、〇〇〇円」を「一、六三二、〇〇〇円」に、「一、八七六、〇〇〇円」を「二、〇二二、〇〇〇円」に、「二、八一一、〇〇〇円」を「三、〇一七、〇〇〇円」に、「二、六七八、〇〇〇円」を「二、八七四、〇〇〇円」に、「四、〇三三、〇〇〇円」を「四、三二〇、〇〇〇円」に、「三、二七九、〇〇〇円」を「三、五二〇、〇〇〇円」に、「四、九一五、〇〇〇円」を「五、二八〇、〇〇〇円」に改め、同表三の項一イ中「七、〇〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改め、同項一ロ中「二二、〇〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「二七、五〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に

〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二九、五〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「四六、〇〇〇円」を「四九、〇〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「五一、五〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七九、五〇〇円」に、「一一〇、五〇〇円」を「一一八、五〇〇円」に、「一二五、〇〇〇円」を「一三四、〇〇〇円」に、「一八七、〇〇〇円」を「二〇〇、五〇〇円」に、「一五八、〇〇〇円」を「一六九、五〇〇円」に、「一三六、〇〇〇円」を「一五三、五〇〇円」に、「一七九、〇〇〇円」を「一九二、〇〇〇円」に、「二六八、〇〇〇円」を「二八七、五〇〇円」に改め、同項２イ中「三六、〇〇〇円」を「三六、五〇〇円」に改め、同項２ロ中「五五、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「八一、〇〇〇円」を「八四、五〇〇円」に、「八六、〇〇〇円」を「九〇、五〇〇円」に、「一二七、五〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「一六七、〇〇〇円」を「一七七、五〇〇円」に、「二四九、五〇〇円」を「二六五、五〇〇円」に、「二九七、〇〇〇円」を「三一七、〇〇〇円」に、「四四四、〇〇〇円」を「四七五、〇〇〇円」に、「五〇八、五〇〇円」を「五四四、〇〇〇円」に、「七六一、〇〇〇円」を「八一六、〇〇〇円」に、「九三八、〇〇〇円」を「一、〇〇六、〇〇〇円」に、「一、四〇五、五〇〇円」を「一、五〇八、五〇〇円」に、「一、三三九、〇〇〇円」を「一、四三七、〇〇〇円」に、「二、〇〇六、五〇〇円」を「二、一五五、〇〇〇円」に、「一、六三九、五〇〇円」を「一、七六〇、〇〇〇円」に、「二、四五七、五〇〇円」を「二、六四〇、〇〇〇円」に改め、同表四の項１イ中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改め、同項１ロ中「一七、五〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二九、五〇〇円」に、「四六、〇〇〇円」を「四九、〇〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に、「一一〇、五〇〇円」を「一一八、五〇〇円」に、「一八七、〇〇〇円」を「二〇〇、五〇〇円」に、「一三六、〇〇〇円」を「一五三、五〇〇円」に、「二六八、〇〇〇円」を「二八七、五〇〇円」に改め、同項２イ中「三六、〇〇〇円」を「三六、五〇〇円」に改め、同項２ロ中「八一、〇〇〇円」を「八四、五〇〇円」に、「一二七、五〇〇円」を「一二五、〇〇〇円」に、「二四九、五〇〇円」を「二六五、五〇〇円」に、「四四四、〇〇〇円」を「四七五、〇〇〇円」に、「七六一、〇〇〇円」を「八一六、〇〇〇円」に、「一、四〇五、五〇〇円」を「一、五〇八、五〇〇円」に、「一、三三九、〇〇〇円」を「一、四五七、五〇〇円」に、「二、四五七、五〇〇円」を「二、六四〇、〇〇〇円」に改める。

別表第二十九の表三の項中「三五〇」を「四〇〇」に改め、同表四の項中「一、〇五〇」を「一、四〇〇」に改め、同表五の項中「七五〇」を「一、〇〇〇」に改め、

同表六の項中「一、二〇〇」を「一、六〇〇」に改める。

(岐阜県都市公園条例の一部改正)

第二十九条 岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三一の表きふワールド・ローズガーデンの項中「一、〇五〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

別表第三二(一)の表第一体育館の部アマチュアスポーツの款全部利用の項中「八四七五〇」を「九三、一三〇」に、「九六、八〇〇」を「二〇六、四八〇」に、「二六六三〇〇」を「二九二、九四〇」に、「三三三、〇〇〇」を「三六、三〇〇」に、「六六〇〇〇」を「七一、六〇〇」に、「七四、八〇〇」を「八一、二八〇」に、「二〇六、八〇〇」を「二二七、四八〇」に、「二五、三五〇」を「二七、八九〇」に、「五三、九五〇」を「五九、三五〇」に、「六一、六〇〇」を「六七、七六〇」に、「一六九、五〇〇」を「一八六、四六〇」に、「二〇、九五〇」を「二三、〇五〇」に改め、同款一部利用の項中「一九、八〇〇」を「二一、七八〇」に、「二二、〇〇〇」を「二四、二〇〇」に、「六一、六〇〇」を「六七、七六〇」に、「七、七五〇」を「八、五三〇」に、「一三、二〇〇」を「一四、五二〇」に、「一五、四〇〇」を「一六、九四〇」に、「四二、八〇〇」を「四五、九八〇」に、「四、四〇〇」を「四、八四〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、八九〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、一〇〇」に、「三〇、八〇〇」を「三三、八八〇」に、「三三、八八〇」を「四、二七〇」に、「六、六〇〇」を「七、二六〇」に、「七、七〇〇」を「八、四七〇」に、「二〇、九〇〇」を「二二、九九〇」に、「二二、二〇〇」を「二二、四二〇」に、「七、三三〇」を「八、〇六〇」に、「二〇、五三〇」を「二二、五八〇」に、「二、五九〇」を「二、八五〇」に、「五、一三〇」を「五、六四〇」に、「一三、九三〇」を「一五、三三〇」に、「一、四七〇」を「一、六二〇」に改め、同部音楽、芸能、プロスポーツ等の興行の款土曜日、日曜日及び休日の項中「三四六、五五〇」を「三八一、二二〇」に、「三九六、〇〇〇」を「四三三、六〇〇」に、「一、〇八九、一〇〇」を「一、一九八、〇二〇」に、「一、三三三、三五〇」を「一、四八、八九〇」に改め、同款その他の日の項中「二九二、六〇〇」を「三二二、八六〇」に、「三三四、四〇〇」を「三六七、八四〇」に、「九一九、六〇〇」を「一、〇一一、五六〇」に、「一一四、四〇〇」を「一二五、八四〇」に改め、同部見本市、展示会、集会、式典その他これらに類する催しの款土曜日、日曜日及び休日の項中「二五四、一五〇」を「二七九、五七〇」に、

「二九〇、四〇〇」を「三一九、四四〇」に、「七九八、七〇〇」を「八七八、五八〇」に、「九九、〇〇〇」を「二〇八、九〇〇」に改め、同款その他の日の項中「二〇〇、二〇〇」を「二二〇、二二〇」に、「三八、八〇〇」を「二五一、六八〇」に、「六二九、二〇〇」を「六九一、二二〇」に、「七八、一五〇」を「八五、九七〇」に改め、同表第二体育館の部全部利用の款アマチユアスポーツの項中「二九、八〇〇」を「二二、七八〇」に、「三二、〇〇〇」を「二四、二〇〇」に、「二八、六〇〇」を「三一、四六〇」に、「七〇、四〇〇」を「七七、四四〇」に、「八、八〇〇」を「九、六八〇」に、「九、九五〇」を「一〇、九五〇」に、「一一、〇〇〇」を「一二、一〇〇」に、「二四、三五〇」を「二五、七九〇」に、「三五、三〇〇」を「三八、八四〇」に、「四、四〇〇」を「四、八四〇」に改め、同款その他の項中「九九、〇〇〇」を「一〇八、九〇〇」に、「一四、四〇〇」を「二五、八四〇」に、「一四七、四〇〇」を「一六二、一四〇」に、「三六〇、八〇〇」を「三九六、八八〇」に、「四五、一五〇」を「四九、六七〇」に、「四九、五五〇」を「五四、五一〇」に、「五七、二〇〇」を「六二、九二〇」に、「七三、七五〇」を「八一、一三〇」に、「一八〇、五〇〇」を「一九八、五六〇」に、「二二、五二〇」を「二四、七七〇」に改め、同部一部利用の款バスケットボールコート一面につきの項中「三、三〇〇」を「三、六三〇」に、「三、六四〇」を「四、〇〇〇」に、「四、七四〇」を「五、二二〇」に、「一一、六八〇」を「一二、八四〇」に改め、同款テニスコート一面につきの項中「三、三〇〇」を「三、六三〇」に、「三、六三〇」を「三、六三〇」に、「三、六四〇」を「四、〇〇〇」に、「四、七四〇」を「五、二二〇」に、「一一、六八〇」を「一二、八四〇」に改め、同款バレーボールコート一面につきの項中「二、二〇〇」を「二、四二〇」に、「二、四二〇」を「二、六六〇」に、「三、二〇〇」を「三、五二〇」に、「七、八二〇」を「八、六〇〇」に改め、同款バドミントンコート一面につきの項中「六六〇」を「七三〇」に、「七七〇」を「八五〇」に、「一、〇〇〇」を「一、一〇〇」に、「二、四三〇」を「二、六八〇」に改め、同款卓球コート一面につきの項中「五六〇」を「六二〇」に、「六六〇」を「七三〇」に、「七七〇」を「八五〇」に、「一、九九〇」を「二、二〇〇」に改め、同款その他競技四〇〇平方メートル(四〇〇平方メートルに満たない面積は、四〇〇平方メートルとする。)につきの項中「一、六六〇」を「一、八三〇」に、「一、八七〇」を「二、〇六〇」に、「二、四二〇」を「二、六六〇」に、「五、九五〇」を「六、五五〇」に改め、同表武道館の部剣道場の款全部利用の項中「三、九六〇」を「四、三六〇」に、「四、六二〇」を「五、〇八〇」に、「五、九四〇」を

「六、五三〇」に、「二四、五二〇」を「二五、九七〇」に、「一、七六〇」を「一、九四〇」に、「二九、八〇〇」を「二二、七八〇」に、「二四、二〇〇」を「二六、六二〇」に、「二九、七五〇」を「三一、七三〇」に、「七三、七五〇」を「八一、一三〇」に、「九、〇二〇」を「九、九二〇」に改め、同款一部利用の項中「一、三三〇」を「一、四五〇」に、「二、五四〇」を「二、六九〇」に、「二、九八〇」を「二、一八〇」に、「四、八四〇」を「五、三二〇」に改め、同部柔道場の款全部利用の項中「三、九六〇」を「四、三六〇」に、「四、六二〇」を「五、〇八〇」に、「五、九四〇」を「六、五三〇」に、「二四、五二〇」を「二五、九七〇」に、「一、七六〇」を「二、九四〇」に、「二九、八〇〇」を「二二、七八〇」に、「二四、二〇〇」を「二六、六二〇」に、「二九、七五〇」を「三一、七三〇」に改め、同款一部利用の項中「一、三三〇」を「一、四五〇」に、「二、五四〇」を「二、六九〇」に、「二、九八〇」を「二、一八〇」に、「四、八四〇」を「五、三二〇」に改め、同表相撲場の部中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に、「一、三三〇」を「一、四五〇」に、「一、七六〇」を「二、九四〇」に、「二九、八〇〇」を「二二、七八〇」に、「二四、二〇〇」を「二六、六二〇」に、「二九、七五〇」を「三一、七三〇」に改め、同款本部体育室の款中「三、五二〇」を「三、八七〇」に、「四、〇七〇」を「四、四八〇」に、「五、一七〇」を「五、六九〇」に、「二二、七六〇」を「二四、〇四〇」に、「一、五四〇」を「一、六九〇」に改め、同表陸上競技場の部アマチユアスポーツの款入場料等を徴収する場合の項中「四六、二〇〇」を「五〇、八二〇」に、「五二、八〇〇」を「五八、〇八〇」に、「二四五、二〇〇」を「二五九、七二〇」に、「一八、一六〇」を「一九、九八〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「二五、四〇〇」を「二六、九四〇」に、「二七、六〇〇」を「二九、三六〇」に、「四八、四〇〇」を「五三、二四〇」に、「六、〇六〇」を「六、六七〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「三三、〇〇〇」を「三五、四一〇」に、「二六四、〇〇〇」を「二九〇、四〇〇」に、「七二六、〇〇〇」を「七九八、六〇〇」に、「九〇、七六〇」を「九九、八四〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「七、七〇〇」を「八四、七〇〇」に、「八八、〇〇〇」を「九六、八〇〇」に、「二四、二〇〇」を「二六六、二〇〇」に、「三〇、二六〇」を「三三、二九〇」に改め、同表野球場の部アマチユアスポーツの款入場料等を徴収する場合の項中「三四、六六〇」を「三八、一三〇」に、「三九、六〇〇」を「四三、五六〇」に、「一〇八、九二〇」を「一一九、八二〇」に、「一三、五四〇」を「一四、八九〇」に改め、同款入

場料等を徴収しない場合の項中「一、五六〇」を「二、七二〇」に、「三、二〇〇」を「四、五二〇」に、「三六、三三〇」を「三九、九六〇」に、「四、五一〇」を「四、九六〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「二七三、二六〇」を「一九〇、五九〇」に、「九八、〇〇〇」を「二七、八〇〇」に、「五四四、五二〇」を「五九八、九八〇」に、「六七、九八〇」を「七四、七八〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「五七、七六〇」を「六三、五四〇」に、「六六、〇〇〇」を「七二、六〇〇」に、「一八、五二〇」を「一九九、六八〇」に、「二二、六六〇」を「二四、九三〇」に改め、同表庭球場の部センターコートに「アマチュアスポーツ」の項中「一七、一六〇」を「一八、八八〇」に、「一九、八〇〇」を「二、七八〇」に、「五四、一二〇」を「五九、五四〇」に、「六、六〇〇」を「七、二六〇」に、「三八〇」に、「五、七二〇」を「六、二九〇」に、「六、六〇〇」を「七、二六〇」に、「一八、〇四〇」を「一九、八四〇」に、「二、二〇〇」を「二、四二〇」に改め、同款その他の項中「八五、八〇〇」を「九四、三八〇」に、「九九、〇〇〇」を「一〇八、九〇〇」に、「二七〇、六〇〇」を「二九七、六六〇」に、「三三、七七〇」を「三七、一五〇」に、「二八、六〇〇」を「三一、四六〇」に、「三三、〇〇〇」を「三六、三〇〇」に、「九〇、二〇〇」を「九九、二二〇」に、「一、二二〇」を「二、三四〇」に改め、同部一般コートの款屋内コート一面につきの項中「三、四六〇」を「三、八一〇」に、「三、九六〇」を「四、三六〇」に、「一〇、八八〇」を「一一、九八〇」に、「一、六六〇」を「一、八三〇」に改め、同款屋外コート一面につきの項中「二、三二〇」を「二、五四〇」に、「二、六四〇」を「二、九〇〇」に、「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同表水泳場の部五メートルプールの款全部利用の項中「三六、三五〇」を「三九、九九〇」に、「四六、二〇〇」を「五〇、八二〇」に、「二八、九〇〇」を「三一〇、八〇〇」に、「一四、八六〇」を「一六、三五〇」に、「二二、一五〇」を「二五、三七〇」に、「一五、四〇〇」を「一六、九四〇」に、「三九、七〇〇」を「四三、六八〇」に、「四、九六〇」を「五、四六〇」に、「一八、五五〇」を「一九九、七二〇」に、「三三、〇〇〇」を「二五四、一〇〇」に、「五九四、一〇〇」を「六五三、五二〇」に、「七四、二六〇」を「八一、六九〇」に、「六〇、五五〇」を「六六、六一〇」に、「七七、〇〇〇」を「八四、七〇〇」に、「九八、一〇〇」を「二二七、九二〇」に、「二四、七六〇」を「二七、二四〇」に改め、同款コース利用の項中「一、三三〇」を「一、四五〇」に、「一、六六〇」を「一、八三〇」に、「四、三〇〇」を「四、七三〇」に、「五二

〇」を「五七〇」に改め、同部飛び込みプールの款アマチュアスポーツの項中「二六四〇〇」を「二九、〇四〇」に、「二九、七五〇」を「三一、七三〇」に、「八一、五五〇」を「九〇、八一〇」に、「二〇、二四〇」を「二、二六〇」に、「八、八〇〇」を「九、六八〇」に、「九、九五〇」を「一〇、九五〇」に、「二七、五五〇」を「三〇、三二〇」に、「三、四一〇」を「三、七五〇」に改め、同款その他の項中「一三二、〇〇〇」を「一四五、二〇〇」に、「一四八、五五〇」を「一六三、四二〇」に、「四二二、五五〇」を「四五三、八一〇」に、「五一、四八〇」を「五六、六三〇」に、「四四、〇〇〇」を「四八、四〇〇」に、「四九、五五〇」を「五四、五二〇」に、「一三七、五五〇」を「一五一、三二〇」に、「一七、一六〇」を「一八、八八〇」に改め、同部二五メートルプール（冷水期間）の款全部利用の項中「三三、〇〇〇」を「三六、三〇〇」に、「三九、六〇〇」を「四三、五六〇」に、「一〇五、六〇〇」を「一六、一六〇」に、「一三、二〇〇」を「一四、五二〇」に、「一、〇〇〇」を「二、一〇〇」に、「三五、二〇〇」を「三八、七二〇」に、「四、四〇〇」を「四、八四〇」に、「二六五、〇〇〇」を「二八、五〇〇」に、「一九八、〇〇〇」を「二二七、八〇〇」に、「五二八、〇〇〇」を「五八〇、八〇〇」に、「六六、〇〇〇」を「七二、六〇〇」に、「五五、〇〇〇」を「六〇、五〇〇」に、「一七六、〇〇〇」を「一九三、六〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二四、二〇〇」に改め、同款コース利用の項中「一、五四〇」を「一、六九〇」に、「一、八七〇」を「二、〇六〇」に、「四、九五〇」を「五、四四〇」に、「六二〇」を「六八〇」に改め、同部二五メートルプール（温水期間）の款全部利用の項中「四九、五五〇」を「五四、五二〇」に、「六二、七五〇」を「六九、〇三〇」に、「一六一、八五〇」を「一七八、〇五〇」に、「二〇、一四〇」を「二二、一五〇」に、「一六、五五〇」を「一八、二二〇」に、「二〇、九五〇」を「二二、〇五〇」に、「五四、〇五〇」を「五九、四七〇」に、「六、七一〇」を「七、三八〇」に、「二四七、五五〇」を「二七二、三二〇」に、「三三、五五〇」を「三四、九一〇」に、「八〇八、六五〇」を「八八九、五三〇」に、「二〇〇、九八〇」を「二二、〇八〇」に、「八二、五五〇」を「九〇、八一〇」に、「一〇四、五五〇」を「一一五、〇一〇」に、「二六九、六五〇」を「二九六、六三〇」に、「三三、六六〇」を「三七、〇三〇」に改め、同款コース利用の項中「二、三二〇」を「二、五四〇」に、「一、九七〇」を「三、二七〇」に、「七、五九〇」を「八、三五〇」に、「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同表弓道場の部入場料等を徴収する場合の款中「一〇、五六〇」を「一一、六二〇」に、「一一、

八八〇」を「一三、〇七〇」に、「一一、二二〇」を「二二、三四〇」に、「三三、六六〇」を「三七、〇三〇」に、「三三、九六〇」を「四、三六〇」に改め、同部入場料等を徴収しない場合の款中「三、五二〇」を「三、八七〇」に、「三、九六〇」を「四、三六〇」に、「三、七四〇」を「四、一一〇」に、「一一、二二〇」を「一一、三四〇」に、「一一、三三〇」を「一、四五〇」に改め、同表補助競技場の部アマチュアスポーツの款入場料等を徴収する場合の項中「一〇、五六〇」を「一一、六二〇」に、「一一、八八〇」を「一三、〇七〇」に、「三三、〇〇〇」を「三六、三三〇」に、「四、〇七〇」を「四、四八〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「三、五二〇」を「三、八七〇」に、「三、九六〇」を「四、三六〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一一、三三〇」を「一、四五〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「五二、八〇〇」を「五八、〇八〇」に、「五九、四〇〇」を「六五、三四〇」に、「六五、〇〇〇」を「八一、五〇〇」に、「二〇、五七〇」を「二二、六三〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「一七、六〇〇」を「一九、三六〇」に、「一九、八〇〇」を「二二、七八〇」に、「五五、〇〇〇」を「六〇、五〇〇」に、「六、八二〇」を「七、五〇〇」に改める。

別表第三二(二)の表トレーニング室の項中「一六〇」を「一八〇」に、「三四〇」を「三七〇」に改める。

別表第三二(三)の表第一駐車場及び第二駐車場の項中「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同表第三駐車場の項中「二二、六七〇円」を「三三、八四〇円」に、「三三、五六〇円」を「三五、八二〇円」に、「七五、九〇〇円」を「八三、五〇〇円」に改め、同表第四駐車場の項中「一〇、三四〇円」を「一一、三七〇円」に、「一五、六二〇円」を「一七、一八〇円」に、「三六、三〇〇円」を「三九、九二〇円」に改める。

(岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部改正)

第三十条 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表一の表一の項及び二の項中「三、三〇〇」を「三、八〇〇」に改め、同表三の項中「一、七〇〇」を「二、二〇〇」に改め、同表四の項中「三三〇」を「四五〇」に改め、同表五の項中「一、七〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表六の項中「八七〇」を「一、二〇〇」に改め、同表七の項中「一、一〇〇」を「一、五〇〇」に改める。

別表二の表卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付の項中「三〇〇」を「三五〇」に改める。

(岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

第三十一条 岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一七の表十の項中「一、三〇〇」を「一、五〇〇」に改め、同表十一の項中「五〇〇」を「六〇〇」に改める。

別表第一八の表を次のように改める。

八 自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
一 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十五号。以下この表において「法」という。)第四条第一項本文に規定する自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付の申請に対する審査	自動車保管場所証明書交付申請手数料	一件につき	二、四〇〇
二 法第四条第一項ただし書に規定する自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知の申請に対する審査	自動車保管場所証明通知申請手数料	一件につき	一、三〇〇

別表第十一の表一の項及び三の項中「一〇、〇〇〇」を「一〇、五〇〇」に改め、同表四の項中「一、五〇〇」を「一、六〇〇」に改める。

附 則

- この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日にかけて南飛驒健康増進センター条例、ソフトピアジャパンセンター条例、岐阜県長良川スポーツラザ条例、岐阜県川辺漕艇場条例及び岐阜県スポーツ科学センター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の

例による。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第三号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建設部)を除く。)の項中「事務局(」の下に「情報科学芸術大学院大学、」を加え、「情報科学芸術大学院大学」を削り、「四、四六五人」を「四、四九五人」に改め、同表美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「美術館、現代陶芸美術館」を「情報科学芸術大学院大学、美術館、現代陶芸美術館」に改め、「情報科学芸術大学院大学」を削り、「二七三人」を「二八九人」に改め、同表企業会計職員(都市建設部)の項中「六七人」を「七一人」に改め、同表議会の事務局の項中「二九人」を「三五人」に改め、同表選挙管理委員会の事務局の項中「五人」を「七人」に改め、同表監査委員の事務局の項中「二〇人」を「三二人」に改め、同表人事委員会の事務局の項中「二人」を「四人」に改め、同表労働委員会の事務局の項中「八人」を「一〇人」に改め、同表教育委員会の事務局の項中「二八四人」を「二九三人」に改め、同表学校の項中「五、三五八人」を「五、三七〇人」に、「四、五九六人」を「四、六〇七人」に改め、同表警察の項中「三、九六三人」を「三、九七五人」に、「三、五二七人」を「三、五三五人」に、「二、〇六七人」を「二、〇七二人」に、「一、〇八三人」を「一、〇八六人」に改め、同表合計の項中「二四、三八四人」を「二四、四八一人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「二一、九六〇人」を「二一、〇三〇人」に、「二一、三五八人」を「二一、四三八人」に改め、同表特別支援学校の項中「二二〇人」を「二二〇人」に、「二〇一人」を「二二一人」に改め、同表合計の項中「二二、二〇一人」を「二二、二八一人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の六第二項第二号中「六万二千七百円」を「支給単位期間につき、六万二千七百円」に、「において」を「で」に改め、「額」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加え、同条第六項中「月」の下に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加える。

第二十條の四第二項中「職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第二十条の六第一項中「して異動し」を「する異動（新たに給料表の適用を受ける職員となつたことを含む。以下この項において同じ。）をし」に、「をらに」を「更に」に、「こえない」を「超えない」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の六第二項第二号の改正規定及び附則第六項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）第二十条の四第二項及び第二十条の六第一項の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

3 改正後の勤務条件条例第二十条の四第二項の規定は、令和四年四月二日から適用日の前日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署（勤務条件条例第二十条の三第一項に規定する特地公署をいう。）又は準特地公署（勤務条件条例第二十条の四第一項に規定する準特地公署をいう。）に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四條第一項若しくは第二項、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）（次項において「再任用職員」という。）を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

（へき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 適用日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴つて住居を移転した場合において、当該職員となつた直後に勤務する学校がへき地学校等（勤務条件条例第二十条の五第一項に規定するへき地学校等をいう。）又は勤務条件条例第二十条の六第一項の規定により人事委員会が指定する学校に該当する職員（再任用職員を除く。）に支給されたへき地手当に準ずる手当は、改正後の同項の規定により支給されたものとみなす。

（人事委員会規則への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

6 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三項中「新給与条例」の下に「第十二条の六第二項、」を加える。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第五号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例（平成十一年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

岐阜県部設置条例

第一条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条中「知事直轄組織及び」を削り、「十二部」を「十三部」に、「総務部」を「知事公室 総務部」に改める。

第二条の見出し中「部等」を「各部」に改め、同条中「知事直轄組織及び各部」を「各部」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 知事公室

イ 秘書及び広報に関する事項

ロ 適正な行政運営の確保に関する事項

ハ 人事及び労務管理に関する事項

第二条第二号イ中「適正な行政運営の確保その他」を削り、同号中ハを削り、二をハとし、同号水中「知事直轄組織及び」を削り、同号水を同号二とし、同条第三号に次のように加える。

ハ 統計に関する事項

第二条第五号水を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県県事務所等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第六号

岐阜県県事務所等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県県事務所等設置条例（平成十一年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「岐阜県岐阜地域福祉事務所」を削り、「県税事務所」の下に「岐阜県岐阜地域環境事務所」を、「保健所」の下に「岐阜県岐阜地域福祉事務所」を加え、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（岐阜県岐阜地域環境事務所）

第三条 地方自治法第百五十六条の規定により、環境に関する事務を分掌させるため、岐阜市に岐阜県岐阜地域環境事務所を設置する。

2 岐阜県岐阜地域環境事務所の所管区域は、岐阜地域とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県県事務所等設置条例（以下「新条例」という。）の規定により岐阜県岐阜地域環境事務所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為は、岐阜県岐阜地域環境事務所の長がした処分その他の行為とみなす。

3 新条例の規定により岐阜県岐阜地域環境事務所の長が処理することとなる事務に関

し、この条例の施行の日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る同日以後の法令の適用については、当該行為が岐阜県岐阜地域環境事務所の長に対してなされたものとみなす。

（岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正）

4 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「県事務所」の下に「及び岐阜県岐阜地域環境事務所」を加える。

岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第七号

岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例

岐阜県行政手続条例（平成七年岐阜県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五條第三項」及び「同條第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九條中「第十五條第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同條第四項中「第一項第三号」に、「同條第三号」を「第二十八條第三号」に、「同條第三項後段」を「同條第四項後段」に、「第十五條第三項後段」を「第十五條第四項後段」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

2 改正後の岐阜県行政手続条例第十五條第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例等において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

岐阜県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第八号

岐阜県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

岐阜県公益認定等審議会条例（平成二十年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二條第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第九号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三の項中「大垣市」の下に「、高山市」を加え、「関ヶ原町」を「関ヶ原町」に改め、同表五十の二の項中「土岐市」の下に「、海津市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第五十の二の項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和八年四月一日

二 別表第二十三の項の改正規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日

（経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により市が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表四の項第一号イ中「一六、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同号口中「二一、八〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同号八中「四、〇〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同号二中「一、〇〇〇」を「三、〇〇〇」に改め、同項第二号イ中「九、六〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号口中「七、六八〇」を「八、〇〇〇」に改め、同項第三号イ中「九、六〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同号口中「七、六八〇」を「八、〇〇〇」に改め、同項第四号イ中「九、六〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同号口中「七、六八〇」を「八、〇〇〇」に改め、同項第五号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、七〇〇」に改め、同項第六号イ中「九、六〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同項第七号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二、〇〇〇」に改め、同項第八号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同項第九号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同項第十号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二、〇〇〇」に改め、同項第十一号イ中「二、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同号八中「三、五〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同項第十二号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十三号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十四号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十五号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十六号イ中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同項第十七号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十八号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十九号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十号イ中「二、六〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十一号イ中「二、六〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十二号イ中「二、四、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同項第二十三号イ中「二、四、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同項第二十四号イ中「二、四、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同項第二十五号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十六号イ中「二、八、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同項第二十七号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十八号イ中「二、八、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同項第二十九号イ中「二、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、四、〇〇〇」を「二四、〇〇〇」に改め、同項第三十号イ中「二、六、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第三十一号イ中「二、〇、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、八、〇〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同項第三十二号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改める。

〇〇」に改め、同号口中「二六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第十九号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十号イ中「二六、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十一号イ中「二六、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十二号イ中「二、二、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十三号イ中「二、四、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同項第二十四号イ中「二、四、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同項第二十五号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十六号イ中「二、八、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同項第二十七号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、六八〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第二十八号イ中「二、八、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同項第二十九号イ中「二、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、四、〇〇〇」を「二四、〇〇〇」に改め、同項第三十号イ中「二、六、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二、二、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同項第三十一号イ中「二、〇、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同号口中「二、八、〇〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同項第三十二号イ中「二、〇〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同号口中「二六、八〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改める。

別表第二十七の表十三の項中「第十四条第七項（同条第十五項）を「第十四条第六項（同条第十三項）に改め、同表十四の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表十五の項第一号イ中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二十七の表の改正規定 令和八年五月一日

二 別表第一三の表の改正規定及び次項の規定 令和八年六月一日

2 前項第二号に掲げる規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号。以下「食品衛生法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号。以下「整備政令」という。）第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号の営業（整備政令第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当するものに限る。）を行つてゐる者がその有効期間の満了後引き続き当該営業に係る食品衛生法等改正法第二条の規定による改正後の食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けようとする場合における当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、改正後の別表第一三の表四の項の規定にかかわらず、改正後の同項各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号口の区分に掲げる額とする。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十一号

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年岐阜県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九条第一項の」を「。以下「政令」という。」第十九条第一項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政令第十九条第一項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十二号

岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県国民健康保険法施行条例（平成二十九年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十四条とし、第十九条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）

第二十条 算定政令第十一条の二第三項の条例で定める基準は、各市町村に係る子ども・子育て支援納付金納付金基礎額に当該市町村に係る所得の水準を反映させることとする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第二十一条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第二十二条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲）

第二十三条 算定政令第十一条の二第七項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、一未満の数とする。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十条から第二十三条までの規定に基づく国民健康保険事業費納付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の額の算定その他の国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行つことができる。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十三号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の表三の項に次のように加える。

24	ねじり疲労特性	一件につき	一三、五九〇円に試験時間が一時間を超えて一時間又は一時間に満たない端数を増すことに七、九八〇円を加えた額
25	メルトフロレート	一件につき	五、七二〇

別表第十二の表五の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表十の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十八号とし、第三十一号を第二十九号とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十四号

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例（昭和六十一年岐阜県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表授業料の項中「七〇、三二〇円」を「一八、八〇〇円」に改め、同表入学試験料の項中「一、八一〇円」を「一、二〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日に在学する学生及び令和八年度の中途において入学した学生に係る授業料の額は、改正後の第二条の規定にかかわらず、令和八年度分及び令和九年度分の授業料に限り、なお従前の例による。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十五号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表十一の表中三の項を十四の項とし、二の項を十三の項とし、同項の前に次のように加える。

七 法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	動物用高度管理医療機器等販売業等許可申請手数料	一件につき	二九、〇〇〇
八 法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される	動物用高度管理医療機器等販売	一件につき	一一、〇〇〇

法第三十九条第六項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る許可の更新の申請に対する審査	業等許可更新申請手数料		
九 法第四十条の五第一項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	一件につき	二九、〇〇〇
十 法第四十条の五第六項に規定する再生医療等製品の販売業に係る許可の更新の申請に対する審査	動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	一件につき	一一、〇〇〇
十一 一の項、七の項又は九の項に規定する許可に係る許可証の書換え交付	動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	一通につき	二、四〇〇
十二 一の項、七の項又は九の項に規定する許可に係る許可証の再交付	動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	一通につき	三、三〇〇

別表十一の表一の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）」及び「同法」を「法」に改め、同項を同表六の項とし、同項の前に次のように加える。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号、以下この表において「法」という。）第二十四条第一項に規定する医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	動物用医薬品販売業許可申請手数料	一件につき	二九、〇〇〇
二 法第二十四条第二項に規定する医薬品の販売業に係る許可の更新の申請に対する審査	動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	一件につき	一一、〇〇〇
三 法第三十三条第一項に規定する医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従	動物用配置従事者身分証明書交付手数料	一通につき	七、一〇〇

事者の身分証明書（以下この表において単に「身分証明書」という。）の交付	動物用配置従事者身分証明書書換え交付手数料	一通につき	二、四〇〇
四 身分証明書の書換え交付	動物用配置従事者身分証明書書換え交付手数料	一通につき	二、四〇〇
五 身分証明書の再交付	動物用配置従事者身分証明書再交付手数料	一通につき	三、三〇〇

別表二十の表一の項中

「一、六二〇」を

に改め、

同表二の項中

「一、一〇〇」を

に改め、同表三の項

中「農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百七条第一項の規定により診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表（以下この表において「点数表」という。）を「点数表」に改め、同表三の項

「農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百七条第一項の規定により診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表（以下この表において「点数表」という。）中B種の点数により一点の単価を一〇円として算定した額

「点数表中B種の点数により一点の単価を一〇円として算定した額

数表」に改め、同表七の項中

八〇〇を

点数表中B種の点数により一点の単価を
一〇円として算定した額

に改

め、同表八の項中「1型子牛虚弱症候群の」を「IARS異常症の」に、「1型子牛虚弱症候群検査手数料」を「IARS異常症検査手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十六号

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先

六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要
- 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
- 五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
 - 二 貯留機能保全区域の位置
 - 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
 - 四 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十七号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一十七の二の表中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「の容積率」を「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に、「建替えマンション容積率制限特例許可申請手数料」を「再生マンション容積率等制限特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十八号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「（昭和二十五年法律第百五十八号）」の下に「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）」を加える。

附 則

この条例は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十九号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務委員会の項中「知事直轄組織」を「知事公室」に改める。
第十九条中「を記載した」を「について」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社